

平成29年9月 8日 開会

平成29年9月21日 閉会

# 平成29年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

9月8日（金）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第31号について（提案説明・採決）	4
議第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第33号について（提案説明・委員会付託）	6
議第34号について（提案説明・委員会付託）	9
議第35号について（提案説明・委員会付託）	10
議第36号について（提案説明・委員会付託）	12
議第37号について（提案説明・委員会付託）	14
議第38号について（提案説明・委員会付託）	17
議第39号について（提案説明・委員会付託）	18
認定第1号から認定第5号について（提案説明・委員会付託）	20
散会	33
会議録署名議員	34

9月21日（木）

議事日程	35
議長及び出席議員	36
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	36
職務のために出席した者	36
開議	37

会議録署名者決定	37
一般質問	37
6番 大平文雄議員	37
7番 岩田讓治議員	43
1番 西松幸子議員	46
2番 碓井昭夫議員	51
4番 安井 忠議員	55
5番 小川文雄議員	59
3番 西松 巖議員	65
委員会報告	71
スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	71
議会改革特別委員会	72
総務産建常任委員会	72
民生文教常任委員会	73
議第33号について（質疑・討論・採決）	74
議第34号について（質疑・討論・採決）	75
議第35号について（質疑・討論・採決）	75
議第36号について（質疑・討論・採決）	75
議第37号について（質疑・討論・採決）	76
議第38号について（質疑・討論・採決）	76
議第39号について（質疑・討論・採決）	77
認定第1号について（質疑・討論・採決）	77
認定第2号について（質疑・討論・採決）	77
認定第3号について（質疑・討論・採決）	78
認定第4号について（質疑・討論・採決）	78
認定第5号について（質疑・討論・採決）	78
議第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）	79
議第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）	80
議第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）	81
閉会	82
会議録署名議員	83

平成29年9月8日（第1日）

議 事 日 程 (平成29年9月8日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第31号 教育委員任命につき同意を求める件
- 日程第4 議 第32号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協  
定について
- 日程第5 議 第33号 訴えの提起について
- 日程第6 議 第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について
- 日程第7 議 第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につ  
いて
- 日程第8 議 第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運  
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第9 議 第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議 第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第11 議 第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第1号)
- 日程第12 認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第13 認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員(10名)

1番 西松幸子      2番 碓井昭夫      3番 西松 巖  
 4番 安井 忠      5番 小川文雄      6番 大平文雄  
 7番 岩田讓治      8番 古澤榮一      9番 山中美恵子  
 10番 渡邊明博

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	危機管理調整監	臼 井 宏 孝
建設調整監	橋 本 典 和	総 務 課 長	坂 優
企画調整課長	大 平 共 美	会計管理者兼 税 務 課 長	堀 芳 弘
住民環境課長	吉 村 等	福 祉 課 長	坂 和 由
建設課長兼 S I C建設推進室長	岡 田 立	産 業 振 興 課 長	西 松 博 美
生涯学習課長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	河 合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山 田 靖	書 記	定 益 直 子
書 記	馬 淵 佑 司		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、改めましておはようございます。

9月に入りまして、大分秋めいてまいりました。

ただいまから第3回安八町議会定例会初日を開会いたしますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回安八町議会定例会を開会いたします。  
本日の会議をこれから開きます。

---

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、6番 大平文雄君、7番 岩田讓治君に指名をいたします。

---

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの14日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの14日間  
にすることに決定をいたしました。

---

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 改めまして皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ、町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますことを、心より感謝申し上げます。

昨年は、安八町にとりまして決して忘れることのできない長良川の堤防決壊という大災害を経験した1976年、昭和51年の9・12豪雨災害から40年が経過した年でありました。とうとい人命が犠牲となっており、安八町では例年

のとおり来週12日に決壊現場におきまして安全祈願祭を開催し、御冥福と安八町の安全を祈りたいと思います。

また、先日の安八町総合防災訓練では、東海・東南海を震源とした地震が発生し、その直後に内陸型地震が複合して発生し、安八町で震度6強を計測した訓練想定のもと、避難所設営図上訓練や、災害資機材取り扱い訓練などが行われました。

一般的に、災害の発生から救助の到着までは3日間、72時間を要すると言われており、そのため、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る自助・共助が災害発生直後には最も重要視されます。

今回の防災訓練を通じまして、行政機関や消防団などによる公助を加え、自助・共助・公助の連携による災害発生時の協働体制の確立を図るとともに、自主防災組織の重要性を再認識し、防災に対する住民意識の高揚、並びに地震発生時の災害対策活動などを習得できたものと感じました。

さて、本日提案いたしております主な案件ですが、任期満了に伴う教育委員の任命同意を初め、長良川株式会社に対する土地の明け渡しを求める訴えの提起、空き家などの適正管理に伴う条例制定、個人情報保護条例などの条例改正、また平成29年度一般会計、特別会計補正予算、平成28年度の決算認定など、合わせて14議案でございます。

個々の案件につきましては、会計管理者及び担当課長から説明させていただきますので、十分御審議をいただきまして適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

議長 御苦労さまでございました。

これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

---

議長 日程第3、議第31号 教育委員任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、私のほうから議第31号につきまして提案説明をさせていただきます。



議第31号 教育委員任命につき同意を求める件。

本町教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、本町議会の同意を求めるものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町町長 堀正。

記といたしまして、住所、安八郡安八町東結128番地。氏名、岡田富雄。生年月日、昭和27年9月4日生まれ。

それでは、提案の内容につきまして説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます岡田富雄さんは、今月末をもちまして任期満了となります。平成25年10月より1期4年にわたり、本町教育委員としてお世話になってまいりました。

岡田富雄さんは、今月の4日に65歳を迎えられました。まだまだお若い方でございます。大学卒業後、化粧品関係の企業で長年研究職という立場で仕事をされてこられた方で、非常に豊富な経験をもとに4年間さまざまな分野で御提言や御指導をいただいております。

引き続き、教育委員としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりますので、提案申し上げ、任命の同意をお願いするものでございます。

どうぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり同意いたしました。

---

議長 日程第4、議第32号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、議第32号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第32号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定につ

いて。

次のとおり、安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 協定の目的、安八浄化センターの建設工事委託。

1. 工事の場所、安八町牧3838番地。1. 工事の概要、電気工事一式。1. 委託契約金額、2億3,300万円。1. 協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団理事長 辻原俊博。

浄化センターの受電・変電設備、監視制御設備、計装設備等が設置されてから20年以上経過しており、経年劣化による修繕等が頻発しております。さらに、修理部品等の保存期間も終了するということを受けまして、関係する機器の更新の工事を日本下水道事業団に全面委託するため、この協定を締結するものでございます。

なお、工期は2019年の3月末を予定しております。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第5、議第33号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議第33号につきまして、提案説明させていただきます。

まず、議案を朗読させていただきます。

議第33号 訴えの提起について。

町は、次のとおり土地賃貸借契約期間満了に伴う土地の明け渡しの請求の

訴えを岐阜地方裁判所に提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長 堀正。

記といたしまして、1. 被告となるべき者、岐阜県安八郡安八町大森59番地、長良川株式会社、代表取締役 正村公一。

2. 請求の趣旨。

(1)被告は、岐阜簡易裁判所平成24年（ユ）第13号事件に係る平成26年12月22日付調停調書において確認された町との間の賃貸借契約の対象となっている土地にある建物及び芝等を収去し、賃貸借契約土地を明け渡せ。

(2)被告は、平成29年6月1日から本件土地明け渡し済みに至るまで、1カ年、金1,117万6,000円の割合による金員を支払え。

(3)訴訟費用は被告の負担とするとの判決及び仮執行の宣言を求める。

3. 授権事項等。町は必要に応じて次の行為をすることができる。

(1)和解。

(2)本件訴訟の不提起。

(3)本件訴訟の取り下げ。

(4)上訴、またはその取り下げ。

(5)その他、請求の内容を実現するため。

この提案の背景につきまして、説明をさせていただきます。

長良川株式会社が経営する安八カントリーゴルフ場は、昭和40年代に安八町が主体となって開発され、昭和54年に営業開始をいたしました。河川敷をゴルフ場という営利性の高い事業に使うことから、当時の建設省は、安八町が主導性を持ち、公共的な性格で会社を運営することを求め、許可がされました。

当初は18ホールで計画されましたが、地権者の一部と合意ができず、9ホールでのオープンとなりました。その結果、コース北側に未使用地が発生しましたが、将来的に拡張する可能性もあり、当初計画された全域での賃貸借契約が昭和48年から開始されました。

この賃貸借契約は、地権者からの申し入れで開始されましたが、その際、地権者と長良川株式会社との直接契約ではなく、安八町が地権者から借り受け、それを長良川株式会社に又貸しする三者契約の形態がとられ、現在まで

至っています。

全国的にゴルフ場経営が厳しさを増す中で、当ゴルフ場も20年前と比較しまして4割ほど来場者が減少してきており、非常に厳しい状況化に置かれております。

そのような状況の中で、過去の賃貸借契約の更新時には、貸し手側の地権者と借り手側の長良川株式会社との間に賃料に対する考えに大きな隔たりがあり、両者の間にある安八町がその都度調整を図りながら契約を締結してきました。

この三者契約で最後に交わした賃貸借契約は、本年平成29年5月31日をもって期間満了となりました。この最終契約期間中において、長良川株式会社より2度にわたり大幅な賃料減額の申し立てがなされ、それまでとは違い、調停という場において協議をしてきましたが、短期間かつ大幅な賃料の値下げや会社経営の不明瞭さなどにより、地権者から信用失墜に基づく賃貸借更新拒絶の強い意志がありました。

このような経緯の中で、本年5月に期間満了を迎える際には、地権者側から長良川株式会社に対して土地を又貸しすることは認めない旨などを記載した確認書が安八町に提出されました。会社側に対する強い不信感が背景にあります。

こうした状況の中で、安八町は長良川株式会社との契約更新は無理と判断し、会社側に対して契約更新を拒絶する旨を通告、さらに明け渡しを求める通告書類を提出しました。

6月1日以降も当ゴルフ場は営業を続けていますが、これは不法占拠に相当し、安八町側からは明け渡しと速やかに原状に復することを引き続き求めています。更新拒絶が正当性を欠く、明け渡し、現状回復の考えなしとの意思表示が長良川株式会社からされています。もはや、この問題は司直の手に委ね、その中で解決するしかないと最終的に判断をしました。

長良川河川敷を有効活用し、地権者、経営者、そして安八町にも恵みをもたらす三方よしの経営を目指し、先人の方々がゴルフ場の開発から運営に心血を注いでこられました。この先人の方々の意思に応えるべく、地域の方々に愛されるゴルフ場としてこれからも末永く活用していただくために、本訴訟を提起するものでございます。

何とぞ、御理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第33号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議 長 日程第6、議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第34号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について。

安八町空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことを踏まえ、空き家等の所有者等の責務、各種行政指導及び行政代執行等の措置を規定することにより、空き家等の適正管理を総合的に推進するために本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町空家等の適正管理に関する条例。

以下は条例本文でございます。

第1条につきましては、目的です。本条例によりまして、町民等の生命、身体及び財産の保護、並びに生活環境の保全を図ろうとするものでございます。

第2条は、用語の意義を説明するものでございます。

第3条から、本条例の主な内容となります。

初めに、所有者等の責務を定めております。空き家等の所有者等は、空き家等が特定空き家等にならないように、みずからの責任において適切な管理をしなければなりません。

これに対しまして、第4条、町の責務といたしまして、空き家等の発生の予防、利活用の促進並びに管理不全な状態の防止を図るために、必要な施策

を総合的かつ効率的に推進しなければならないと定めております。

第5条以下では、それらを推進するための空き家等の所有者等に対して町が行います措置の手順を定めているものでございます。

最初に、適正な管理が行われていないという空き家等に関します町民等からの情報提供を求めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第6条、空き家に対する立入調査等といたしまして、現地確認し、適切な管理が行われているかどうかの状態調査を行います。

第7条、特定空き家であるか否かの決定及び取り消しを行います。

第8条、特定空き家に対して是正の助言、そして指導を行います。

第9条、なおも管理不全状態にあります場合には、勧告を行います。

11ページをお願いいたします。

第10条、第11条で、勧告に対します命令を行います。その命令の内容について、標識の設置及び公表を行います。

第12条では、命令に従わない場合、代執行を行うこととなります。

以上の手順で、町は措置を行うこととなります。

12ページをお願いいたします。

また、立入調査等の結果、緊急を要する案件につきましては、第13条に定めますように、緊急安全代執行措置ができるとするものでございます。

第14条では、これらの措置を行う際には専門的知識を持つ有識者から意見を求めるなどし、慎重なる判断を行うよう定めるものでございます。

附則をごらんください。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第34号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第7、議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定

についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第35号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

安八町個人情報保護条例（平成17年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をいたします。

議案資料の1ページをお開きください。

安八町個人情報保護条例の新旧対照表です。

法改正に伴いまして、個人情報の保護を図りつつ、利活用を促進することを目的に、個人情報の定義の明確化、及び要配慮個人情報の定義及び取り扱いについて改正を行います。

第2条では、個人情報の定義を上位法であります個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ定義となるよう、文言の修正、項及び号の整理、及び以下の事項を追加しております。

第2項第2号では、個人識別符号を追加しております。この個人識別符号とは、対象者ごとに異なるようつけられました符号、例えばマイナンバーや運転免許証番号、旅券番号などがございます。さらに、身体的特徴、例えば指紋認証データ、顔認識データなど、コンピューターで使用するために変換された符号など、そのものから特定の個人を識別することができるものをいうものがございます。

第3項では、要配慮個人情報を追加しております。要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報でございます。

2ページをお願いいたします。

第6条第2項第1号及び第10条第1項第6号におきましては、先ほどの第2条、個人情報の定義に加えられました要配慮個人情報を加えまして、保管の制限や取り扱い事務の届け出につきましても同様の取り扱いとするよう定めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第35号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第8、議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議第36号につきまして、朗読並びに説明申し上げます。

議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴い、



本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料の3ページをごらんください。

条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、幼稚園や保育所の施設運営及び小規模保育や事業所内保育などの運営に関して、その基準を定めるものでございます。

このたび、本条例が基準として準拠している上位法の子ども・子育て支援法施行規則が改正されました。

第8条関係では、義務であった支給認定証の交付が任意化されたことに伴い、事務手続に変更が生じました。この内容を規定するため、改正するものでございます。

また、第15条では、認定こども園法の一部改正により認定に係る事務及び権限が都道府県から指定都市へと移譲されることに伴い、引用していた条項にずれが発生しました。これを修正するよう、第9項から第11項へと改正するものでございます。

日程議案書の19ページの末尾のほうに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第15条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第36号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

順次お願いいたします。総務課長 坂優君。

総務課長 議第37号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,672万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,250万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額61億578万8,000円に1,672万円を追加し、61億2,250万8,000円とするものでございます。

25ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

臨時財政対策債の限度額を7,670万円減額し2億6,330万円とし、公共事業等債の限度額を1,240万円減額し3億2,460万円とし、地方債合計を8,910万円減額し5億8,790万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

事項別明細、2. 歳入でございます。単位は1,000円です。

特定財源につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

26ページ最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、

補正額9,855万1,000円は、本補正によります財源調整のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

27ページ、最下段をお願いいたします。

款項ともに町債、目の臨時財政対策債、補正額、減額の7,670万円につきましては、地方交付税等の額が確定したことに伴いまして、減額を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額287万5,000円、財源は全て一般財源でございます。総務管理事務経費230万7,000円は、長良川(株)に対する訴訟費用として、12役務費、手数料といたしまして印紙代14万7,000円と、13委託料、業務委託といたしまして、弁護士費用216万円を計上するものでございます。

次に、地区行政執行経費56万8,000円は、地区集会所設置補助金といたしまして、2地区の地区集会所改修工事に対します補助金を計上するものでございます。

議 長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、同じく28ページの下段をごらんください。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額に増減はございません。職員1名の退職を臨時職員にて補充するための予算の組み替えでございます。

続きまして、目、老人福祉費、補正額、増額の32万4,000円、節区分の備品購入費は、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、不足する緊急通報装置の購入経費で、5台の台数でございます。

続いて、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の341万8,000円、節区分の扶助費は、あすなろの園の利用負担に対して軽減助成するものでございます。特定財源のその他、使用料70万円は現年度分の利用料、そして諸収入の271万8,000円は過年度分の利用料分でございます。

続きまして、29ページのほうをごらんください。

目、後期高齢者医療費、補正額、増額の1,651万9,000円、節区分の負担金、補助及び交付金の負担金は、平成28年度療養給付費の確定に伴う不足分を追

加負担するものでございます。

議長 続きまして、産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 産業振興課分につきまして、歳出で説明をさせていただきます。

29ページの中段をお願いいたします。

項の農業費から説明をいたします。

目の農業振興費、補正額は、事業の水田農業構造改革対策事業、補正額30万円、事業の営農組織支援推進事業、補正の増額98万8,000円です。特定財源は、県支出金の元気な農業産地構造改革支援事業補助金107万7,000円の増、水田農業構造改革市町村推進補助金30万円です。計137万7,000円です。

節の7賃金30万円につきましては、水田台帳及び農地台帳の修正入力作業を行うものです。

節の19負担金、補助及び交付金は、補助金98万8,000円です。今年度に限り、県の補助率が4分の1から3分の1に上がることによる増額です。補助する組織は、農事組合法人あんばち北部とむすぶ営農でございます。

議長 最後に、建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、続きまして議案書29ページをお願いいたします。

中段でございますが、款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額458万6,000円でございます。財源内訳は、特定財源、地方債220万円と、残り一般財源でございます。節区分は19の負担金、補助金及び交付金で458万6,000円、県営かんがい排水事業、揖斐川以東用水パイプライン化事業の施工延長が延伸したため、県への負担金が増額となるものでございます。

続きまして、その下段、款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、減額の192万円でございます。財源内訳は、特定財源、国庫支出金、社会資本整備総合交付金の減額が105万6,000円、地方債、減額の70万円、残り一般財源の減額でございます。これらにつきましては、社会資本整備総合交付金の額の決定に伴いまして減額調整するもので、全て委託料の減額でございます。

30ページをお願いいたします。

2段目でございます。款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額、減額の1,037万円でございます。内訳は、特定財源、国庫支

出金、社会資本整備総合交付金が減額の1,890万4,000円、地方債、減額の1,390万円、その他として、スマートインターチェンジ建設基金繰入金の増額2,243万4,000円でございます。主に、社会資本整備総合交付金の額の決定に伴う減額と、スマートインターチェンジ建設事業並びにアクセス道路事業で、町単独施行分が発生したため、調整するものでございます。節区分といたしましては、15の工事請負費で、減額の1,737万円、22の補償、補填及び賠償金で700万円の増額となります。

以上、平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）につきまして、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第37号は会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第10、議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第38号を朗読説明申し上げます。

議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,119万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、単位はいずれも1,000円です。上段が歳入、下段が歳出でございます。歳入歳出とも合計額でございますが、補正額345万9,000円、計18億9,119万3,000円になります。

1枚はねていただきまして、34ページ、歳入内訳でございますが、歳入が特定財源のため、次の表の35ページの歳出で御説明申し上げます。

35ページ、3. 歳出、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額32万4,000円、節区分、委託料のうち、業務委託32万4,000円は国民健康保険事務経費で、事業報告システムの改修委託経費でございます。

財源区分として国庫支出金345万9,000円でございますが、このうち、32万4,000円は先ほどの事業報告システム、そしてまた残りの313万5,000円は、当初予算で計上させていただきました国保情報集約システムが国庫補助金の対象となったため、一般財源から特定財源区分へ変更するものでございます。

下段の款項目とも予備費でございますが、補正額313万5,000円、こちらにつきましては、財源調整を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第38号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第11、議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第39号を朗読説明させていただきます。

議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,019万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

いずれも単位は1,000円で、上段が歳入、下段が歳出になっております。補正額は、歳入歳出とも419万3,000円、合計といたしまして1億6,019万3,000円でございます。

1枚はねていただきまして、40ページ、歳入の内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額419万3,000円、節、繰越金でございます、28年度からの繰越金でございます。

41ページをお願いします。

41ページ、歳出の内訳でございます。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金、補正額419万4,000円。全額一般財源でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金419万4,000円でございます。こちらは、平成28年度決算の確定に伴いまして、後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

表の下段、款項目とも予備費でございます。減額の1,000円、こちらは負担金の財源調整のため減額をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第39号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしまして、11時から再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時00分 再開)

議長 再開をいたします。

---

議長 日程第12、認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第16、認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第12、認定第1号から日程第16、認定第5号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。  
一般会計歳入歳出決算の認定について、これより順次説明を求めます。提案説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 堀芳弘君。

会計管理者兼税務課長 ただいま上程されました5つの認定案件につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。



平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付するものとする。

平成29年9月8日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げますので、表紙の薄い黄色の決算附属書類のほうをお願いいたします。

表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

平成28年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

一般会計でございます。

歳入総額65億7,083万170円、歳出総額62億4,660万5,007円、差引額3億2,422万5,163円。このうち、繰越明許費といたしまして2,561万1,000円でございます。また、法第233条の2の規定によります基金繰入額は1億900万円でございます。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額19億1,913万2,995円、歳出総額18億4,037万3,488円、差引額7,875万9,507円。うち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は2,300万円でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額1億5,144万9,826円、歳出総額1億4,725万5,826円、差引額419万4,000円でございます。

水道事業会計でございます。

歳入総額で1億9,086万8,810円、減価償却費を含みます歳出総額といたし

ましては1億6,750万5,039円、差し引きといたしまして2,336万3,771円でございます。

公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額8億1,702万3,703円、歳出総額8億48万943円で、差し引き1,654万2,760円でございます。うち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は1,100万円でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページをお願いしたいと思います。

平成28年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果につきましては、歳入歳出の決算内容と関連がございますので、各委員会のほうにて御説明申し上げます。

飛びまして、66、67ページのほうをお開き願いたいと思います。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございます。(1)の土地及び建物の関係でございます。単位は平方メートルでございます。

土地、建物ともに決算年度中の増減はございません。土地についてでございますが、決算年度末の現在高といたしましては25万623平方メートルでございます。木造の建物といたしましては、決算年度末の現在高で4,339平方メートル。非木造の建物といたしましては、5万5,661平方メートルでございます。

続きまして、(2)の有価証券でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

有価証券におきましては、決算年度中の増減高はございません。決算年度末の現在高といたしまして870万円でございます。

続きまして、3の物権でございます。単位は平方メートルでございます。

決算年度中の増減高といたしまして、1,500平方メートルの増、これにつきましては、結神社東側のふれあい広場の土地の関係でございます。決算年度末現在高といたしまして、4万8,971平方メートルでございます。

(4)の出資による権利でございます。単位は1,000円でございます。

決算年度中の増減高でございますが、上から2段目の県信用保証協会出捐金でございます。1万円の増ということで、決算年度末の現在高といたしま

して、合計で967万8,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、68ページのほうをお願いいたします。

2の物品でございます。

区分といたしまして、軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車まででございますが、決算年度中の増減高といたしましては、上から2段目の軽乗用車でございますが、個人からの寄附金によりまして福祉車両を購入し、1台の増となっております。

続きまして、上から9段目のブルドーザーの関係でございます。

最終処分場に置いておりますブルドーザーでございますが、経年劣化によりまして廃棄処分をしております。また、その下の消防車でございますが、1台をリース契約等したことによりまして、1台の減となっております。

合計といたしまして、1台の減ということでございまして、決算年度末の現在高につきましては、合計いたしまして44台の保有ということでございます。

続きまして、69ページの基金の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございます。

決算年度中の増減高といたしまして、5,811万1,000円の減でございます。

地域福祉基金につきましては14万1,000円の増、1つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金、またふるさと基金につきましては、いずれも決算年度中の増減高といたしましてはスマートインターチェンジが8,562万2,000円の減、ふるさと基金につきましては177万円の減となっております。

公共下水道事業整備基金でございます。1,600万円の増。国民健康保険基金につきましては、6,357万3,000円の増となっております。

3行飛びまして、教育振興基金でございます。28年度に個人の方から指定寄附金によるものでございまして、図書購入後の残り分の15万円を基金に積み立てたものでございます。

決算年度中の増減高につきましては6,563万9,000円の減でございまして、決算年度末の現在高といたしましては6億5,098万8,000円でございます。

次に、4の貸付金でございます。

こちらにつきましても、単位は1,000円でございます。決算年度中の増減

高はございません。

1枚はねていただきまして、70ページ、71ページのほうをお願いいたします。

平成27年度・28年度の款別決算額の比較表でございます。

歳入の関係でございます。

款の町税でございます。当初以下、2行目に年度でございます。上段が27年度、下段が28年度となっております。収入済額の関係でございますが、28年度におきましては21億9,787万2,575円でございます。また、不納欠損につきましては779万494円でございます。

未収入額にいたしましては9,192万2,360円で、ほかに下から2行目になりますが、12の分担金及び負担金でございます。6万75円。この関係につきましては、空中防除の受益者負担金の未収となったものでございます。

一番下の行でございます。13の使用料及び手数料でございます。

未収入額7万1,566円につきましては、町営住宅の使用料、また河川占用料の関係で未収となったものでございます。その他の関係につきましては、全額収納しております。

72、73ページをお願いいたします。

歳入を合計いただきまして、収入済額といたしましては65億7,083万170円でございます。前年に対しまして6,950万1,826円の増でございます。また、不納欠損額につきましては779万494円、未収金につきましては9,205万4,001円でございます。

1枚はねていただきまして、74、75ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

一番下の合計欄でございます。支出済額の合計といたしまして、28年度分62億4,660万5,007円で、前年に対しまして9,817万9,000円の増となっております。

1枚はねていただきまして、76ページのほうをお願いいたします。

町税の決算額の推移の関係でございます。

区分の款の町税でございます。28年度の前年比増減額でございますが、マイナスの786万5,337円でございます。前年比増減割合といたしまして、99.6%となっております。

続きまして、77ページのほうでございます。

社会保障4経費、その社会保障施策に要する経費の関係でございます。

消費税が5%から8%に引き上げられたことによりまして、引き上げ分のうち地方消費税の収入につきまして、社会保障の4経費であります年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその他社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされておりまして。

表の右半分の、財源内訳の右から2列目の一般財源のところ、引き上げ分の地方消費税（社会保障財源分の市町村交付金）のところでございますが、この列がこの関係をあらわしている項目でございます。

左側の、保健衛生の中の福祉医療事業、2つ飛びまして、予防事業、母子保健事業、成人保健事業に消費税の引き上げ分を全額充てていることを示した表でございます。

78ページのほうをお願いいたします。

28年度一般会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会のほうで御説明させていただきますので、一般財源についてのみ御説明をさせていただきます。

款の町税、項の町民税から項のたばこ税まで合わせまして、収入済額21億9,787万2,575円でございます。

なお、不納欠損額といたしまして個人の町民税につきましては452万2,000円、法人町民税につきましては10万1,000円を欠損処分しております。また、固定資産税につきましては、不納欠損額といたしまして287万4,000円、軽自動車税につきましては29万3,000円をそれぞれ不納欠損処分をいたしておるところでございます。

次に、款の02地方譲与税でございます。節の地方揮発油譲与税、また自動車重量譲与税を合わせまして、収入済額は8,626万9,000円でございます。

右のページに参りまして、款節ともに利子割交付金でございます。収入済額といたしまして259万円でございます。

続きまして、款節ともに配当割交付金でございます。収入済額661万1,000

円。

款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、333万9,000円でございます。

款の地方消費税交付金につきましては、地方消費税交付金と社会保障財源交付金を合わせまして2億3,290万4,000円でございます。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、538万590円となっております。

自動車取得税交付金につきましては、1,975万3,000円でございます。

地方特例交付金でございます。894万9,000円。

また、地方交付税につきましては、12億2,621万2,000円でございます。これにつきましては、普通交付税と特別交付税を合わせて収入いたしております。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。245万1,000円でございます。

12の分担金及び負担金から83ページまで飛びまして、15の県支出金につきましては特定財源でございますので、各委員会のほうで説明をさせていただきます。

86ページのほうをお願いしたいと思います。

16の財産収入でございます。節の利子及び配当金で、収入済額といたしまして84万4,163円でございます。一般財源につきましては、スマートインターチェンジ建設基金を除きます地域福祉基金、財政調整基金、減債基金、東海旅客鉄道(株)他の配当金で合わせまして587万円でございます。

節の土地貸付収入でございます。156万5,742円。これにつきましては、法人6社からの賃貸料でございます。

節の土地売払収入でございます。4,594万7,173円につきましては、中地内の土地の売買収入でございます。

款の17寄附金でございます。節の一般寄附金でございます。収入済額122万7,834円につきましては、1団体、または個人4名からの寄附金でございます。

下から3行目になります。款の18繰入金でございます。節の財政調整基金繰入金でございます。収入済額2億4,284万2,000円となっております。

右のページに参りまして、款の19繰越金でございます。節の繰越金で、収入済額1億8,464万8,337円。これにつきましては、平成27年度からの純繰越

額でございます。節の繰越明許繰越金につきましては、1,825万4,000円でございます。

款の20諸収入でございます。1の延滞金でございます。収入済額138万4,215円につきましては、町税の延滞金でございます。節の預金利子でございます。2万7,304円、歳計現金の利息となっております。

一番下の枠でございます。節の03雑入の関係でございます。収入済額で1億2,610万5,286円でございます。このうち、一般財源の中で一番大きいものにつきまして説明をさせていただきます。総務課のところでございます、県市町村振興協会市町村交付金でございます。市町村の振興発展の助成といったしまして交付されたものでございます。

1枚はねていただきまして、89ページのほうをお願いいたします。

款の21町債でございます。節の臨時財政対策債でございます。収入済額2億7,380万円で、西美濃農業協同組合から3年据え置き15年償還で借り入れをいたしましたものでございます。

1枚はねていただきまして、90ページのほうをお願いしたいと思います。歳出の関係でございます。

歳出につきましては、各委員会のほうで説明させていただきますので、省略をさせていただきます。

飛びまして、120ページのほうをお願いいたします。

一般会計の性質別内訳及び科目別内訳の関係でございます。

下から3行目、4行目で、前年度合計と28年度の合計との決算額を比較いたしまして、大きく増減のあった項目のみ御説明申し上げます。

まず、左から3行目になりますが、物件でございます。前年度に対しまして7,104万7,000円の減でございます。率にして6.9%の減となっております。これにつきましては、平成27年度にございましたプレミアム商品券の発行が28年度はございませんでしたので、減となったものでございます。

120ページの一番右の列の普通建設事業費でございます。8,193万6,000円、率で8.4%の増となっております。スマートインターチェンジ建設に伴います事業の増によるものでございます。

121ページの右から4列目の繰出金の関係でございます。4,121万3,000円、率で5.3%の増となっております。国民健康保険会計、また後期高齢者医療

特別会計、安八郡広域連合への繰り出し、また負担金の増によりまして増となったものでございます。

1枚はねていただきまして、122ページのほうをお願いいたします。

経常的需用費の対前年度増減の状況でございます。

一番下の合計額でございますが、経常的費用計といたしまして、28年度1億8,714万円で、対前年438万1,000円、率にいたしまして2.3%の減となっております。

1枚はねていただきまして、124、125ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

区分でございます1の一般公共事業債から9の臨時財政対策債まで、それぞれの目的に応じまして借り入れを行っているものでございます。

下段の合計欄について御説明を申し上げます。

決算年度中の発行高につきましては、6億2,690万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては6億6,558万4,000円を償還しております。また、利子につきましては4,290万4,000円を支出いたしておるところでございます。決算年度末現在高といたしましては、57億7,150万8,000円でございます。

以上が、一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の関係を御説明申し上げます。

128ページのほうをお願いしたいと思います。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

歳入の関係でございます。

保険料の現年度分につきましては、3億7,863万9,000円でございます。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分を合わせて徴収をいたしたところでございます。滞納繰越分についても同様でございます。852万3,000円を収入いたしております。

国庫支出金でございます。3億2,071万9,000円。療養給付費交付金につきましては4,762万2,000円、前期高齢者交付金といたしましては5億2,943万



6,000円を収入いたしております。

1つ飛びまして、共同事業交付金でございます。3億6,015万9,000円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金と基金から繰り入れをしております、合計で1億6,447万6,000円となっております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

保険給付費でございます。そのうち、療養諸費といたしましては9億6,368万1,000円、また高額療養費といたしまして1億3,684万円でございます。後期高齢者支援金といたしまして2億208万6,000円、共同事業拠出金につきましては3億6,009万4,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしまして7,876万円でございます、うち2,300万円を基金に繰り入れております。

1枚はねていただきまして、130、131ページをお願いいたします。

国民健康保険料に係ります加入状況の関係でございます。

左側の二重丸になっております上から3つ目でございますが、保険料の状況でございます。

130ページのほうが一般被保険者、131ページのほうが退職被保険者の関係でございます。

保険料の現年度分でございます。一番右側に収納率が記載してございます。下側が28年度の関係でございます、一般被保険者におきましては94.6%、また退職被保険者につきましては95.9%となっております。

滞納繰越分につきましては、一般被保険者分が17.6%、退職被保険者につきましては46.6%となっております。

また、一般会計の滞納繰越分につきましては、不納欠損額といたしまして812万7,675円、退職被保険者分といたしまして4,400円をそれぞれ欠損処分しておるところでございます。

2枚はねていただきまして、134ページのほうをお願いしたいと思います。

平成28年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

保険料でございますが、現年度分につきましては、特別徴収分と普通徴収

分合わせまして収入額といたしまして1億176万8,000円でございます。また、繰入金につきましては3,860万円でございます。

続きまして、歳出の関係でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1億3,822万4,000円となっております。

歳入歳出差引額といたしまして、419万4,000円でございます。

次に、右側の関係でございますが、加入状況の関係を載せさせていただいております。

上から3つ目の二重丸でございます、保険料の状況でございます。

一番右の収納率の関係でございますが、28年度におきましては99.6%、滞納繰越分におきましては30.8%でございます。また、後期高齢者医療特別会計におきましては不納欠損はございません。

2枚はねていただきまして、138ページのほう、水道事業会計のほうをごらんいただきたいと思っております。

138ページでございます。平成28年度水道事業会計決算説明書の概要の関係でございます。こちらにつきましては、単位は円でございます。

まず、上側の事業収支の関係でございます。

左側の水道事業収益の関係でございますが、営業収益の給水収益1億6,965万3,530円から営業外収益の長期前受金戻入1,366万5,279円まで、収益の合計といたしまして1億9,086万8,810円でございます。

続きまして、中央の水道事業費用の関係でございます。

営業費用の原水及び浄水費1,593万938円から営業外費用の消費税1,002万1,300円まで、合計いたしまして1億3,389万9,892円で、事業収支の残高につきましては、5,696万8,918円の純利益ということでございます。

次に、下段のほうの資本的収支の関係でございます。

資本的収入はございません。

中央の資本的支出につきましては、建設改良費、また企業債償還金と合わせまして3,360万5,147円で、資本的収支といたしましては、マイナスの3,360万5,147円でございます。

事業収支と資本的収支を合計いたしまして、2,336万3,771円の利益ということでございます。

続きまして、下の表でございます。

企業債の状況でございます。

こちらにつきまして、決算年度中の発行高はございません。決算年度中の元利償還高の元金でございますが、3,273万円償還しております、決算年度末の現在高につきましては、6億2,615万円でございます。

1枚はねていただきまして、140ページのほうをお願いいたします。

平成28年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金でございます。収入額といたしまして1,009万6,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして39万7,000円を欠損処分しております。

続きまして、使用料及び手数料でございます。使用料といたしまして2億5,011万5,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして243万2,000円を欠損処分いたしております。

収納率といたしまして、現年度分で98.1%、過年度分につきましては12.4%となっております。

国庫支出金でございます。275万円。また、繰入金につきましては一般会計と基金のほうから繰り入れをいたしております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費といたしまして、5,866万7,000円。

浄化センター管理費につきましては1億4,542万8,000円。

また、公債費につきましては、元金及び利子と合わせまして5億9,638万6,000円でございます。

歳入歳出の差引額といたしまして1,654万3,000円でございます、うち1,100万円を基金へ繰り入れをいたしております。

下の表でございます。地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして1億8,500万円。決算年度中の元利償還高の元金につきましては、4億5,229万9,000円を償還いたしております。決算年度末の現在高といたしましては、67億329万3,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、28年度の決算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いをいたします。

議長 ここで、監査報告を求めます。

監査委員 安井忠君。

4 番 監査報告を行います。

平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算、平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月28日、29日の両日にわたり清監査委員と私で監査いたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長が提出されました平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、予算の執行は議会の決議の趣旨に添い適正・効率的に執行されているか、決算の計数は正確であるか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月実施した出納検査の結果を踏まえ、慎重に審査いたしました。

審査の結果、予算の執行は議会の決議の趣旨に添い、事業につきましては、第5次総合計画及び実施計画に基づき、適正かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産についても適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6項の規定のとおり確実に適正運用されており、歳入金及び歳出金の取り扱いにおいても、町の条例・規則で指定された金融機関において適正に処理されております。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

本審査を終え、以下のことを要望いたします。

お金の使い道に、もっとシビアになっていただきたい。町民の税金を使うという意識を持って支出にも厳正にされたい。公務員としての自覚は全町民に公平であるべきであり、基本的な態度「悪は許されない」という意識を持って行政に臨んでいただきたい。

予算規模が一度膨らむと削減は非常に難しいが、税収が伸びない現状において、それを踏まえ、さらに努められたい。

また、平成28年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査いたしました。いずれも現状では健全な範囲ではありましたが、弾力性ある財政とは言いがたいものです。より一層の改善を進めていただくことを要望いたします。

以上で、監査報告を終わらせていただきます。

議長 ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第5号までは、会期内の各委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りします。

各委員会での審査のため、9月9日から9月20日までの12日間を休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月9日から9月20日までの12日間を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、9月21日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。まずは最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をよろしく願いいたします。

それでは、御苦労さんでございました。

(散会時間 午前11時45分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月8日

議 長            山 中 美 恵 子

議 員            大 平 文 雄

議 員            岩 田 讓 治

平成29年9月21日（第2日）

議 事 日 程 (平成29年9月21日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議 第33号 訴えの提起について
- 日程第5 議 第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について
- 日程第6 議 第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議 第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議 第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議 第40号 結小学校エレベーター設置工事の請負契約について
- 日程第17 議 第41号 水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約について
- 日程第18 議 第42号  
意見書第1号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について



1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山 中 美恵子

○出席議員（10名）

1番	西 松 幸 子	2番	碓 井 昭 夫	3番	西 松 巖
4番	安 井 忠	5番	小 川 文 雄	6番	大 平 文 雄
7番	岩 田 讓 治	8番	古 澤 榮 一	9番	山 中 美恵子
10番	渡 邊 明 博				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	危機管理調整監	臼 井 宏 孝
建設調整監	橋 本 典 和	総 務 課 長	坂 優
企画調整課長	大 平 共 美	会計管理者兼 税 務 課 長	堀 芳 弘
住民環境課長	吉 村 等	福 祉 課 長	坂 和 由
建設課長兼 SIC建設推進室長	岡 田 立	産 業 振 興 課 長	西 松 博 美
生涯学習課長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	河 合 一

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山 田 靖	書 記	定 益 直 子
書 記	土 岐 寿 徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

台風18号、日本列島を縦断していきましたが、こちら辺はまあまあ被害が少なかったということを思っております。

きょうは何かとお忙しい中、傍聴の方、大変御苦労さまでございます。

それでは、平成29年第3回安八町議会定例会2日目を開催いたします。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回安八町議会定例会2日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、8番 古澤榮一君、10番 渡邊明博君を指名いたします。お願いいたします。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくをお願いをいたします。

それでは始めます。

6番 大平文雄君。

6番 皆さん、おはようございます。

きょうも多くの方、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

きょうは7名の質問者がお見えになるようでございます。私を含めて7名でございます。議会の活性化のためには本当に結構なことだと思っております。よろしく申し上げます。

まず、トップバッターとして、私のほうから、事前通告に基づきまして御質問させていただきます。

質問事項といたしましては、いわゆる、皆さん御存じのように、空き家問題の解消に向けた抜本的な施策はどうなっているかということで、今後どう

いうふうにしていくかということについて御質問させていただきます。

質問の要旨をお手元の原稿に従いまして朗読させていただきます。

2015年5月26日、空家対策特別措置法（以下、特措法）が施行されました。

人口減少を背景にふえ続ける空き家は、さまざまな問題を地域に巻き起こしております。適切に管理されないため、火災の原因になることがあるほか、地震の際に壊れて道を塞ぐ危険性もあります。また、犯罪に使われるケースも出ており、大麻等を栽培していた、こういう例がよその自治体で発生しております。

この特措法といいますのは、倒壊のおそれや景観を著しく損なう空き家を特定空き家と定義づけ、市町村の空き家対策に法的な根拠を与えたものでございます。もともとこの特措法では市町村が行う施策までは定めていませんが、特定空き家に対しては、所有者に対して除去や修繕を指導、勧告、命令ができるようにしており、命令に従わない場合は強制執行もできることとなっております。

総務省の調査によれば、2013年の空き家（別荘、売却用の住宅を除く）は318万戸というふうに言われております。野村総合研究所は、2033年、2013年から20年後ですけれども、780万戸になると予想しております。

さて、安八町も2015年に空き家の実態調査を行っていただきましたが、空き家は171戸、続きの家がありましてもそこは1戸として数えると171戸、そのうち特定空き家に該当するものとしては74戸というふうに聞いております。

また、安八町空き家対策計画も策定されまして、2016年11月には安八町空き家対策協議会を設置し、さらに現在では空き家相談会も定期的で開催されております。

しかしながら、空き家の対策は今後増加の一途をたどり、空き家に対して早急な施策を講じることは喫緊の課題となります。

そこで、課題の解消のためには、2つ上げさせていただきましたが、まず1つといたしまして、特措法施行を契機に、空き家増税が空き家放置の抑止力になる可能性があります。

すなわち、通常、空き家も固定資産税の住宅用特例が適用され、納税額は6分の1（200平方メートル以下の場合）で済むため、売却するメリットがありませんでした。しかし、特措法を適用すれば、空き家の所有者に対して

指導、勧告を出して、固定資産税の優遇特例を解除する施策も可能となっています。

2番目といたしまして、空き家売買の市町村介入ができる可能性が出てきました。来年に予定されております通常国会で、都市再生特別措置法を一部改正して新制度を設ける予定になっておるようでございます。

従来、市町村は情報を集める機能はありましたが、スピード感に欠けており、国はてこ入れが必要と考えた、そういうところからこの都市再生特別措置法の一部改正が出てくるというふうに判断しております。

すなわち市町村に専用の窓口を設け、空き家と空き地を事実上仲介する仕組みと権限を整備する予定でございます。

市町村には、空き家バンクを設立し、情報を公開している自治体は数多くありますが、空き家を売買したい人だけが利用しており、放置されている空き家の問題解消につながっていないのが実情でございます。

現状の空き家問題の解消策については、前に述べましたように、自治体独自の施策が必要となってきます。課題解消について、1と2を考えてみましたが、何よりも早急に政府の方針、方向性に沿って、問題の解決に向けて我が安八町も取り組む必要があると痛感しております。

そこで、現時点における空き家問題の解消に向けた施策を、ここであえて言いますが、町を代表して総務課長に御答弁をお願いします。以上でございます。

議 長 総務課長 坂優君。

総務課長 大平議員の御質問に対しまして御回答をさせていただきます。

空家対策特別措置法の施行に伴い、町では平成27年度空き家の実態調査を行いました。この調査で空き家等の可能性が高いと判断した箇所数が171件、建物棟数で244棟でございました。

さらに、その発生要因や所有者が抱える問題や今後の利用の意向などを把握することを目的といたしましてアンケート調査も実施いたしました。

この結果を踏まえながら、平成28年度、空き家等対策計画を策定いたしました。空き家等対策の基本的な考え方といたしまして、①利用中の建物等の場合は、空き家等の発生を抑制する予防策、②空き家となって間もない場合は、発生した空き家等の維持管理や利活用、③管理不全な状態となった場合

は、管理不全な空き家等を解消する対策を行うことを重点とすることといたしました。

本年度、3つの取り組みを行っております。

1点目、空き家相談会を8月に第1回として実施いたしました。相談会には5件の相談を受けました。その後も電話にて3件の相談を受けておるところでございます。相談を通じまして、空き家それぞれに特有の問題があり、空き家問題の難しさを痛感するとともに、それぞれに沿った対応が必要であると感ずるものでございました。年明けには第2回の相談会を計画しておりますが、今後も相談会を定期的開催し、個々の生の情報を得ることに努めてまいります。

2点目、空き家等の適正管理に関する条例を本9月議会に上程させていただきました。上程いたしました条例は、空き家特措法と同様に、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図ることを目的といたしまして、空き家特措法が示しております基本方針に則した町の運用ルールを条例として定めるものでございます。

条例では、所有者等は空き家が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理をしなければならないと所有者等の責務を明確にしております。管理が不全な特定空き家等に対しましては、助言または指導、勧告、命令、代執行など、町が行う措置の手順を定めまして、特定空き家等の除去を図ろうとするものでございます。

この措置の中の勧告が行われますと、議員が①で述べられましたように、地方税法第349条の3の2第1項等の規定に基づきまして、当該特定空き家等に係る敷地につきまして、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外されることとなります。

3点目、空き家等対策計画に基づいた具体的な施策を空き家対策協議会で検討を進めているところです。

空き家等対策計画で行ったアンケート調査の結果では、町内の空き家の特色といたしまして、売却や貸し出し、解体を望む所有者が多く、空き家となつてからの経年数も比較的短いという結果が得られました。

この結果を受け、冒頭で述べました空き家等対策計画の3つの重点のうち最重点となるのは、発生した空き家等の維持管理と利活用であると考えます。

そのため、放置による劣化や周辺環境への悪影響が深刻化する前に、状態を見きわめた上で、売却や貸し出しといった利用方策を検討しまして、特定空き家等にさせないことが必要と考えます。

発生した空き家等の売却や貸し出しといった利活用については、議員が②で述べられた空き家バンクの設置が必要と考えます。議員御指摘のように、既の実施している市町村において、空き家等の解消につながっていないのが実情のようでございますが、しかしながら空き家等の対策に向けての必需品と考えております。空き家等の実態調査で把握している空き家等のデータベースを含め、今後、国や県から新たな施策が展開される上での基礎資料となるものと考えますので、空き家バンクの設置を進めてまいりたいと考えます。

次に、発生した空き家等の維持管理については、所有者自身による維持管理が困難な場合には、所有者のみならず、自治体や民間・福祉機関との協力が不可欠となります。そのため、所有者以外で維持管理が行えるような体制の整備や維持管理業務を代行する民間や福祉機関の誘致活用を図ること等が必要でございます。

さらに、劣化が深刻で市場性がなく、周辺環境へ悪影響を及ぼすものについては、除去についても検討する必要がございます。

これらは、空き家等対策計画で策定いたしましたさまざまな施策の一部であります。安八町にとって最も効率的な施策を実施できるよう進めてまいります。

また、空き家等の対策は、市町村のみならず、国及び県も新たな対策を進めております。それらの情報を収集いたしまして、それぞれの施策について普及を図るとともに、より効果的に行えるよう、町の施策をあわせながら進めてまいります。

以上、大平議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

6番 ありがとうございます。

再質問はしませんけれども、一言だけ申し上げておきます。

最後に安八町を代表して総務課長にという、あえてそういう言葉を入れさせていただきました。この空き家対策は、安八町空き家対策計画にも書いて

ありますように、ただ窓口が総務課になっているだけという、そういうふう  
に捉えていただきたいと思います。総務課、あるいはそれぞれの分野で、い  
わゆる福祉課、企画調整、それから住民環境課、建設課、産業振興課といろ  
いろなセクション、横のつながりをしっかりときめ細かく、携えてやってい  
ただきたいと思います。

ただ、この空き家対策というのは小手先でできる問題ではございません。  
私の希望としては、それなりのものを、例えば来年度からポストに置いて、  
この空き家対策を専門にやっていただける、そういうような人を育て、設置  
していただきたいと思います。

幸いなことに、空き家対策計画の策定というのは、安八町でされておりま  
すけれども、これは29年5月1日現在で、岐阜県の42市町村の中で5市町村  
なんです。その中に安八町が入っていると。空き家対策協議会の設置とい  
うことも、これも5月1日現在で9市町村でございますが、ここにも安八町  
が入っていただいております。ということで、逆に言うと出足は順調であると、策  
定とか協議会とかいろいろなものも順調に進んでいるということで、これか  
らが本当に手がける問題となってくると思っております。

私もこの質問をするために、7月に養老町へ行ってきました。養老町は12  
月に空き家バンクを設立するという、そういうあれは6月の定例議会で町長  
が表明してみえます。だから、その空き家バンクについて、養老町へ7月に  
行ってきました。

ただ、今回の質問の中で空き家バンクについては詳しく述べておりませ  
ん。なぜかという、現状、空き家バンクが稼働していないと、設立しても稼働  
していないというのが現実です。先ほど総務課長が言われたように、空き家  
バンクというのは、1つの自治体で、安八町のホームページで登録者だけを  
載つけて、それでもってこの空き家対策が進んでいく、ホームページを誰が  
のぞくかという、そういう妙な問題も出てきます。国、県、それから一般の  
市町村、そういう横の連携をとって、広域な形でもって空き家バンクとい  
うものを進めていただきたいと思います。

この11日でしたか、岐阜市でも空き家が火事になって隣のうちへ燃え移っ  
た、そういうようなこともあります。そういういろんな面から空き家の解消  
につけて、税法上の問題は二の次でございますけれども、最終的にはそうい

うような問題が出てきます。それにはなかなか抵抗感がありますけれども、そういうようなことで、特措法ができた段階でこういうような質問をさせていただきました。答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

次に行きます。

7番 岩田讓治君。

7番 どうも皆さん、おはようございます。

きょうも6月に引き続いて大変多くの方に御来場いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまは議長から発言のお許しをいただきましたので、事前通告に従いまして、私からはタイムライン、防災行動計画について質問をさせていただきます。

今月は防災月間でございます。9月12日は、41年前、長良川の堤防が切れ、安八町は全域が水浸しになってしまいました。あれから41年。41年前より今は温暖化が進み、ゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に強烈な雨が降り、各地で大きな被害がそのたびに起きております。この状態はもう特別なことではありません。常態化しており、それに対応するのが常識化しつつある現状でございます。

そこで、国、県、自治体では、少しでも人命や社会経済的な被害の軽減を図るため、タイムライン、つまり防災行動計画の策定を急いでいます。タイムラインとは、災害時に住民がどんな行動をとったらよいのかを災害前に災害を想定し、いつ、誰が、何をするのかを整理した計画表をいいます。

岐阜県は県内全自治体にタイムラインの策定をお願いしていますが、一部の自治体では未完成のようでございます。安八町は一部はできておりますが、まだ完成には時間がかかります。一部できているタイムラインは、長良川、揖斐川の洪水を想定したものですが、町民の行動に具体性が乏しく、かつ完成にはほど遠いものだと思います。その上、町民にも公表されておられません。

私は、タイムラインを作成した自治体の担当者から、タイムラインを作成するに当たっての苦労話をお聞きいたしました。ある町では、先月8月の初めの台風5号のとき、つくっておいたタイムラインを活用し、それに対して対応し、その有効性を確認したと言っておられました。作成作業には多くの



関係機関と協議を重ね、2年ほどかけ完成させたという自治体もありました。そのタイムラインをいただこうと思ひましてお願いをいたしましたけれども、残念ながら一般には公表していないということで断られてしまいました。

作成には手間、そして時間がかかる作業だと十分理解しております。安八町も9・12水害を経験しております。水害対応のタイムラインに特化した河川別、地域別のタイムラインが望まれます。もちろん、既につくっております安八町の地域防災計画との整合性も考え、作成しなければなりません。町民の生命、財産を守る町の使命を十分理解し、担当課、防災担当者等が中心になり、関係機関と連携をとり、早急の完成を切望するものです。作成途上であれば、その進捗状況、町のタイムラインの考え方等について、担当長の答弁を求めます。以上でございます。

議長 総務課長 坂優君。

総務課長 岩田議員の御質問に対しまして回答をさせていただきます。

タイムラインは、町と防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、各防災関係機関や住民がとるべき防災行動について、いつ、誰が、何をするのかをあらかじめ時系列に記した防災行動計画です。

特に台風や水害のように、災害発生まで一定程度時間があり、事前に災害や被害の規模などを想定できる場合は、災害発生の早い段階から連携のとれた迅速かつ効率的な防災活動につながるものと考えております。被害の最小化を図るためには有効なものと認識をしております。

これまでには、平成28年度、国土交通省、水災害に関する防災・減災対策本部が、国管理の河川を中心に水位や雨量等に応じてとるべき行動、避難勧告等の発令に着目し、時系列で整理したタイムラインを平成32年度までに策定することとされました。対象は、河川氾濫により浸水するおそれのある、安八町を含みます730の市区町村とされました。さらには、本格的なタイムラインの策定に着手し、全国展開していくとしており、重要度が増しております。

現在、町が定めたタイムラインは、揖斐川・長良川に関する台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインとなっております。これは、町及び河川管理者であります国土交通省とで定めた

もので、行政主導の共同規範を定めるにとどまったものでございます。今後、地域住民の防災意識の向上にいかに関わりつけていくかが重要と考えております。

さらに、議員御指摘の河川別、地域別のタイムラインや台風や豪雨等、災害の種類や災害の規模別におけるタイムラインも必要と考えます。

このタイムラインの先進地であります三重県紀宝町の策定方針では、「人の命が一番」を基本に、防災機関、地域、住民が一体となった防災・減災対応ができる仕組みづくり、防災関係機関の詳細な情報共有ができる仕組みづくり、消防団や自衛防災組織など、町民の守り手を守る仕組みづくり、自助・共助の連携が強固な地域づくり、災害に即応できる地域防災計画の見直しとされておられます。タイムラインが作成・運用され、効果を上げられておられます。この中で、タイムラインをより有効なものとするには、一人でも多くの町民が理解し、協働できる仕組みづくりが重要とされています。

今後、町では、これら先進地の事例を手本といたしまして、安八町版の本格的なタイムラインの策定に取り組んでまいりたいと考えます。進めていくには課題が大変多くございますが、「人の命が一番」を念頭に置きまして、一歩ずつ歩みを進め、町全体で減災行動ができる地域づくりができるよう取り組んでまいります。

以上、岩田議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

十分に御理解いただいておりますというふうに今聞きました。

ただ、残念ながらまだできていない、これからつくるんだということがございます。先ほど申し上げましたように、つくるにはかなりの時間がかかる、こんなふうに思っております。災害は待ってくれません。今は揖斐川と長良川しかできていない水害の関係のタイムラインですけれども、安八町には中須川とか、あるいは大江川とかいう大きな川もございます。ここも含めてよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

そして、少し私も質問の中でお話をするのが抜けましたけれども、タイムラインをつくりますと、どんなことが利点としてあるのかということをし

つけ加えさせていただきたい、こんなふうに思います。

事前にタイムラインはつくりますから、災害の前につくりますから、何かあったときの漏れとか、あるいは忘れとか、そういうものはないというふうに、冷静に考えてつくるもんですから、それはないというふうに言えると思います。

それから、防災関係者の責任が明確になると。これには町だけではなくに消防団とか警察とか消防署、あるいは報道機関、そういうところがどんどんと入ってつくるといふことですから、その機関の責任の明確化がはっきりされるということでございます。

また、それをつくるためにたくさんの時間、つまり協議をする工程がございます。コミュニケーションが深まり、もし何かあったときにはスムーズにできるのではないかなというふうに思っております。

それと、災害が起こった後、反省するときに、こういうところが足りなかったということや事後検証ができるというようなことではないかなというふうに思っております。

ぜひとも早急におつくりをいただいて、安心な安八町にぜひしていただきたい、そんなふうに思っております。ありがとうございました。終わります。

議長 答弁はいいですね。

7 番 はい。

議長 続いて、1番 西松幸子君。

1 番 私のほうから、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず初めに、病気予防は食生活の改善から、元気で生き生き暮らす町へについて。

2016年、日本人の平均寿命は、女性が87.14歳、男性が80.98歳となり、いずれも過去最高を更新いたしました。当町でも農作業をし、趣味を楽しみ、お元気な高齢者が大勢いらっしゃいます。

しかしながら、最近、高齢者の低栄養が問題視され、たんぱく質を積極的にとることが勧められています。

また、食生活の偏りから亜鉛という栄養素が不足する亜鉛欠乏症になる人が多くなっています。亜鉛欠乏症になると、味覚障害や口内炎、脱毛、皮膚炎、貧血などの症状が出ます。骨粗鬆症のほか、男性の精巣や女性の卵巣の

機能の低下につながる可能性もあります。子供の場合、発達障害の発症と関連があると言われていています。亜鉛欠乏症は、一般的に知られておらず、医療現場でも見逃されているケースが少なくありません。

また、更年期症状、がん予防に有効なエクオールは、大豆に含まれる大豆イソフラボンの一つ、ダイゼインという物質が特定の腸内細菌によって変換されてできます。これらの細菌を持ち、エクオールをつくれる産生者の割合は、日本や中国など大豆をよく食べる地域で約50%、欧米やオーストラリアで約30%となっています。食習慣が変わり、腸内細菌が欧米人並みに変化している現在、産生者割合はもっと低いかもしれないと専門家は指摘しています。大豆食品や腸内細菌の餌となる食物繊維を「ほぼ毎日食べている」と答えた人のほうが、「余り食べていない」と答えた人と比べて産生者が多い結果が出ています。

エクオールの健康効果を期待するには毎日10ミリグラム程度が必要で、もとなる大豆イソフラボンの必要量は50ミリグラム、豆乳でコップ1杯、納豆で1パック、豆腐で3分の2丁に相当します。毎日の食生活をバランスよく摂取しないと不調が起きてきます。

当町の保健センターでは、栄養指導、予防対策、ヘルスアップ体操など、さまざまな取り組みがされていますが、まだまだ改善されているとはいえない状況ではないでしょうか。長寿社会の現在、毎日の生活の中で、病気予防のための食生活の改善こそが一番大事なことでないでしょうか。そうしたことから、低栄養、亜鉛欠乏症、エクオールのための栄養料理講習を実施してみてもどうでしょうか。

町の食生活改善協議会とも連携しながら、保育園、小・中学校でも児童・生徒、保護者の皆様への栄養教室、また「広報あんぱち」でのレシピ紹介など、全町内で取り組んでいかなければならないと考えています。

当町には、高齢者のふれあいサロンが現在7カ所あります。サロン開催の折に、病気予防の食事の大切さをわかりやすく説明していただき、たんぱく質、大豆食品、キノコ類をふんだんに使ったお昼御飯を楽しく召し上がっていただきたいと思っています。

以上のことについて、担当課長に伺います。

2つ目に、子供の医療費助成を高校生世代まで拡大すべきについて伺いま

す。

昨年12月の定例議会で、私は、少子化対策として重要な政策である子供の医療費助成をぜひ高校生世代まで拡大すべきと要請しました。これに対し、町として前向きに検討すると答弁されました。私ばかりでなく、ほかの議員の質問にもやはり町は同じような答弁をしていますが、いまだにこれが実現していないことは極めて遺憾だと考えます。

今日の町の深刻な人口減少問題や少子化問題を打開するには、若い世代に住みたいと思ってもらえる町でなければなりません。

そろそろ来年度の予算編成が始まります。是が非でも新年度に西濃地域の各市町が実施している子供の医療費助成の高校生世代までの拡大をするよう、改めて強く要請いたします。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の1つ目の、病気予防は食生活の改善から、元気で生き生き暮らす町へについての御質問にお答えいたします。

町の保健センターにおいては、40歳以上の国保加入者を対象とした特定健診・特定保健指導を実施しており、保健指導については、個人の健診結果にあわせて保健センターで個人面談を実施したり、家庭訪問による個別指導を半年間以上続けて実施しております。

また、集団指導については、食生活習慣改善指導のバイキング昼食会、しあわせごはん昼食会、運動習慣改善指導の男の貯筋塾、おなかスッキリ教室の開催などを通じて、メタボ該当者やその予備群の方へアプローチをしてきました。

その結果、対象者の自覚向上が図られ、効果も得られるようになり、メタボ該当者・予備群の方が徐々に脱出していく状況へと好転してまいりました。

また、幼少期からの食育指導としては、乳幼児健診時の栄養指導のほか、保育園出前講座や親子料理教室を実施しております。

さらに、今年度より、地域医師会と連携して、糖尿病の方を対象に、管理栄養士による糖尿病重症化予防のための栄養相談も実施しております。高齢者に対する支援については、70歳以上のすこやか健診受診者のうち、低栄養と見受けられる方には、管理栄養士による電話相談や家庭訪問など、個別に栄養指導を実施しております。

これら各ライフステージにおける指導につきましては、管理栄養士により広く町民の皆さんへの普及及び啓発を行います。それには食生活改善協議会の御協力が必要不可欠でございます。

議員御指摘のとおり、栄養バランスのとれた食事が病気予防や健康寿命につながるものであります。栄養不足により引き起こされるさまざまな症状への対応や小・中学生及びその保護者に対する指導も必要であると考えております。

今後につきましては、集団栄養指導として、ふれあいサロン開催時に、低栄養・要介護予防のために、1週間の食事内容チェックシートを使用して、シニア世代の食生活についての講義を実施したいと考えております。

また、生活習慣病予防のため、長寿食のコツもワンポイント指導するよう、取り組みたいと考えております。

あわせて周知の方法につきましては、健診受診者の健康状態をさらに分析し、紙面には限りがありますが、広報紙に低栄養予防レシピや生活習慣病予防と健康管理の大切さのPRを行ってまいります。

町としては、これまで以上に地域医師会や食生活改善協議会との連携を図りながら、健康で生き生きと暮らせるまちづくりに努めたいと考えております。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、西松幸子議員への1つ目の回答とさせていただきます。

続きまして、2つ目の子供の医療費助成を高校生世代まで拡充すべきについての御質問にお答えいたします。

昨年の定例議会で、医療費助成を高校生まで拡大すべきとの質問に前向きに検討するとの答弁をしたにもかかわらず、実現していないのはなぜかということでございます。

平成29年4月現在、県内において高校生まで医療費を無償化している市町村は、42市町村のうち11市町村で実施をしております。21ある市のうち6市で、また21町村のうち5町村のみが実施しております。その5町村のうち、西濃地域に集中しておりまして、4つの町、神戸町、輪之内町、揖斐川町、池田町で実施をしております。

安八町の4月1日現在の人口は1万5,168人でございます。そのうち小・中学生は1,473人、高校生世代は505人です。

平成28年度における小・中学生への医療費助成金は4,133万6,000円でございます。1人当たりになると約2万8,000円となります。

高校生世代に係る医療費につきまして、他市町の実績額を参考にすると、約1,000万円の負担となると試算をしております。この金額を町の一般財源から支出することになり、これは財政負担が大きく伴うものでございます。

議員御指摘の医療費助成につきましては、人口減少や少子化問題を解決する一つの方法であることは承知しております。

子育て支援策につきましては、町の重要な施策として位置づけております。現在は、低年齢層を中心とした施策に重点を置いて実施しております。保育料の町独自の軽減措置や出産祝い金、給食費助成などがございます。さらに、小・中学校におけるエアコン設置等改修事業、認定こども園化への移行経費及び統廃合に優先的に予算配分をしております。

その後に、以前に一般質問で答弁させていただきましたように、定住化施策と一緒に総合的に考えて検討してまいりたいと考えておまして、その考えに変わりはありません。

ただ、将来を担う子供たちに対する施策の充実は非常に重要であると考えております。高校生を初め、町民の皆さんの健康に関する意識向上を図るため、啓発事業などを実施してまいりたいと考えております。どうか御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、西松幸子議員の2つ目の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子議員。

1番 ありがとうございます。

病気予防のほうでは、ふれあいサロン開催時に新たな取り組みを考えていただいているようですので、よろしくお願いいたしますと思います。

医療費助成のほうですが、当町の高校生も野球、バレーボール、新体操など、あらゆるスポーツで活躍しています。9月7日には、新体操の鈴木歩佳さんが世界選手権でメダルを獲得し、報告のために来庁されました。厳しい練習で、けがも多いことでしょう。スポーツで傷めた肩や肘の治療を専門とする整形外科医は、通ってくる患者の8割は野球、ソフトボール、バレーボールの選手だといいます。

また、内科的な病気で、例えばアトピーなど、高校生になったからといって治療が終わるわけではありませので、これからも続いていくわけですね。

そんなわけで、当町のスポーツ少年・少女、安心して治療が受けられるよう、お願いしていきたいと思います。

また、3町が交流している神戸町、輪之内町でももう既に実施していますので、どうでしょうか。よろしくお願いたします。

議 長 答弁ですか。

1 番 はい。

議 長 答弁をお願いします。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の再質問についてお答えさせていただきます。

高校生世代までの医療費について拡大をという御質問でございます。

町としては前向きに検討を依然としてしておりますが、町財政も厳しいところでもございます。現在の子育て支援策につきましては、保育園の認定こども園化及び統廃合に優先して取り組んでまいりたいと考えております。

医療費拡大につきましては、実施しないということではなく、引き続き前向きに検討してまいりますので、どうか御理解賜りたいと思います。

以上、再質問に対する回答とさせていただきます。

1 番 ありがとうございます。

認定こども園のこともありますので、仕方がないかと。早期実現に向けてよろしくお願したいと思います。

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

議 長 御苦労さんでした。

続きまして、2番 碓井昭夫君。

2 番 ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私のほうからは安八温泉の今後の運営について御質問をさせていただきます。

平成20年を境に、我が国の人口は減少時代に入っております。地方では、都会に比べて、その比率はより顕著になっております。各自治体も住民の流出防止対策にいろいろ知恵を絞りながら施策を講じており、どこの自治体も同じ悩みを抱えております。

我が町におきましても、スマートインターチェンジの建設を機に企業の呼



び込み、道路の整備を初め、多くの施策を講じ、人口流出に歯どめをかけようと必死の努力をされていることは十分理解をしております。

しかしながら、別表を見ていただきたいと思いますが、現状は、この表のように、住民の総人口は平成17年度から平成27年度までの10年間で511名の減少でございます。また、住民の高齢化率は、65歳以上で見ますと、17年度は17.4%、27年度は26.2%と約10%近くの伸びを示しており、我が町も高齢化が進んでおります。その分、若年層は0.5%、成人層に至っては8.3%の落ち込み、当然町税の減少に拍車をかけている現状でございます。

このように歳入の見込みが期待できない現状、我々は歳出の見直しをして、次世代に負担をかけない対策を考えなければなりません。今後は、さらに医療費、介護費、年金等、社会福祉費の増大も懸念されます。

そこで、今回は歳出の大きい安八温泉の現状と今後の対応についてお聞きをいたします。

安八温泉への入場者数は、平成22年度以降、年間約24万人強で推移をしております。1日にしますと700人強ぐらいになると思いますけど、こういう形で推移をしております。これは近隣の市町の日帰り温泉の人数と比較しても大体同じような数字が示されております。

近隣の日帰り温泉と比べて大きく違うのは、収支のバランスでございます。安八温泉はもともと福祉目的の施設であり、利用料金も当初より低く抑えられていることは十分理解をしておりますが、その分、赤字分の補填に町の一般会計より多くのお金が拠出されており、その額、年間5,100万円から、多いときには8,000万円を超えておるのも現状でございます。

今後も継続的に運用するのであれば、一般会計からの拠出を抑える受益者負担の見直しを推し進めて、福祉目的の住民憩いの場の確保と同時に、健全な運営方法が必要と考えます。

あわせて、施設も昭和59年の銀龍温泉からの建物であり、約32年ほどが経過しており、老朽化も進んでおります。東海・東南海地震が叫ばれております現在、耐震対策は大丈夫でしょうか。施設の抜本的な見直しを含めて、将来に安心で安全な施設として運営できるよう、思い切った改革が必要と考えます。

安八温泉の今後の運営方法について、町の考え方をお聞かせ願います。以

上でございます。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 碓井議員御質問の安八温泉の今後の運営につきましてお答えをさせていただきます。

安八温泉は、本町でも数少ない、多くの方が憩い、集う施設でございます。今年度で当初の開館からは約32年、平成2年からの町での運営になってからも既に28年が経過しております。

碓井議員が取りまとめられているとおり、利用者はここ数年、年間約24万人となっております。1日当たりにしますと約720人の方に御利用をいただいております。

施設の目的は、どちらかといいますと福祉、健康増進となっております。地域包括支援センターによる介護予防事業なども実施しており、こちらのほうには約400回の開催に6,700人の方が参加をされております。

また、健康ふれあいドームを併設して整備しており、ゲートボールを初め、若年層の方はテニスなどで御利用をされております。

入館料は、平成24年度、新しい源泉の掘削、また施設をリニューアルした際に見直しをさせていただいております。無料対象者の年齢の引き上げなどをさせていただいております。これにより無料のとなる方は全体利用者の約35%となり、見直し前より約20%減となっております。

年間の維持管理経費につきましては、経費の節減には取り組んでおります。平成28年度では約9,900万円となっております。入館料と差し引きしまして、約5,500万円の負担となっております。

今後でございますが、スマートインターチェンジの完成、また新たなバス路線の開設により、特に町外の方に御利用していただける機会が多くなると見込んでおります。1回だけではなく、何度でもリピートしていただけるような施設にしていかなければならないと思っております。

町としましては、さらに充実、拡充し、本町の名所、あるいはにぎわいの拠点として整備してまいりたいと考えております。

しかしながら、碓井議員が御懸念されるとおり、経費や施設の老朽化を初め、周辺環境整備など、課題もあります。町費の投入を抑えるための入館料の見直し、また利用者をふやすためのソフト事業の取り入れ、施設につま

しては老朽化対策など、また幅広い年代層に対応した新たな機能の導入など、抜本的な見直しも必要であると考えております。バスを受け入れるための施設や周辺環境整備も必要となります。町のコミュニティバスとの連携も検討しなければなりません。また、施設を拡充するには土地の利用の見直しも必要となってまいります。

課題検討事項が山積しており、また財政的には本当に厳しい状況にありますが、優先順位を定め、計画的、効率的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、碓井議員の質問に対する回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

2番 ありがとうございます。

人口減少時代に入り、増税の厳しい現代でございます。歳出の見直しが必要と考えます。さらに、高齢化も拍車をかけ、社会保障費も年々増大する一方でございます。毎年5,000万以上拠出している安八温泉は本当にこれよいか、改めて見直しに来ていると私は考えております。

新しい施設をつくるのは、非常に賛成者も多くて簡単にできることでございますけれども、今ある施設の見直しだとか、廃止だとか、改築となりますとなかなか前へ進まない、反対者も出てきて、勇気ある行動というか、勇気ある決断が必要かと考えます。

ただいま回答にありましたように、課題だとか検討事項が山積しておりますが、安八温泉が将来的にも住民の憩いの場となるような施設となるよう、料金の見直しだとか、施設の改築に前向きに取り組んでいただければありがたいと思います。

以上、要望して質問を終わります。ありがとうございました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 再開をいたします。

4番 安井忠君。

4番 議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告どおり、私からは2点質問させていただきます。

事業の進め方について。

最近の事業として、小・中学校のエアコン設置と結小学校のエレベーターの設置を取り上げます。

エアコン設置につきましては、東安中学校の新年度予算にいきなり計上され、議決されました。町立の小学校への対応は白紙状態でした。東安中学校にあって登龍中学校にはないと、中学校も小学校も暑いのは同じということで、町内の小・中学校にも整備が完了されました。

しかし、東安中学校のエアコン設置を予算化する時点で、町内の小・中学校のエアコン設置の整備計画を十分に論議しておくべきではなかったのではないのでしょうか。

また、結小学校のエレベーターについては、補助金がついたからということで昨年12月に補正予算を編成しましたが、この件は補正予算を申請する前に必要性や工事内容を周知し、論議されるべきではなかったかと思います。

それと、工事は大体夏休みを中心に行いますが、このエレベーター工事は授業中に行われますが、防音等の配慮はしてありますか。担当課にお尋ねします。

保育園整備計画（案）について質問します。

認定こども園事業を進める中で、保育園の統廃合が注目、または問題視されています。

昨年12月の説明では、園児数と園舎の耐震性で、6園のうち、ふたば、森部、南條、牧を廃園にし、新たに南部地域に新設し、中央、結、新設（仮称）南部の3園で進めたいとのことでしたが、ことしの6月には総合的比較検討から新設を取りやめ、牧、中央、ふたば、結の4園案で進める趣旨を8月に地区役員会で説明されました。これらについて、保育園がなくなる森部地区の意見を含め、2点について伺います。

1点目。地元保育園は、自動車の運転ができない高齢者でも徒歩や自転車で送迎や行事に参加しやすいなど、利点も多くあり、地域に密着した町施設として、盆踊りや防災訓練会場として、現在も選挙の投票所となっています。

このような施設がなくなることは、地域コミュニティーの崩壊にもつながりかねない問題として、認定こども園事業とは別の角度からも考えていただきたく思います。

2点目。6月の整備計画では牧保育園を残すとありますが、なぜ耐震性が悪い園舎で、現在も少人数で運営している中、存続し、認定こども園にして、どのように園児を確保して、何年運用を続けるのでしょうか。

専任調整監、または統括責任者にお尋ねします。以上です。

議長 学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 安井議員の最初の御質問、事業の進め方についてお答えします。

1点目のエアコンの設置につきまして、平成27年度策定の第五次総合計画において、平成27年度から30年度までの前期計画に中学校を、平成31年度から34年度までの後期計画に小学校の整備を位置づけておりました。

財政状況の厳しい中、五次総の計画年度に沿い、各校順に整備していく予定でしたが、平成27年度に大垣市立の全中学校にエアコン設置方針が示されたため、東安中学校を登龍中学校に先行して予算化し、整備することとなりました。

また、小・中学校のエアコン設置が全国で進んでおり、国の補助事業への採択が近年困難な状況にあり、東安中学校と登龍中学校の採択にも非常に苦労したところでございます。そのため、小学校のエアコン設置も補助事業として財政的に有利に進められるよう、計画年度を前倒して申請しておりましたところ、国が大型の補正予算を編成したこともあり、好機にも早々に採択され、整備年度が大きく前にずれ込みました。

また、2点目の結小学校のエレベーター設置につきましても、身体に障害のある児童の当校への強い就学希望もあり、名森小学校にエレベーターを設置した経緯などを踏まえ、昨年度、国の補助事業として採択されるよう申請をしておりましたところ、小学校のエアコン設置と同様、早々に採択をされました。

議員御指摘のとおり、小・中学校のエアコンの整備計画、エレベーター設置の必要性や工事内容など、説明不足であったことは深く反省をいたします。今後は、前もって整備計画等を御提示し、議員の皆様と十分議論できるよう努めてまいります。

しかしながら、どの事業につきましても、事業採択後には、議会全員協議会などを通し、設置に至る経緯、整備事業費、費用対効果などについて御説明申し上げ、御納得いただけたものと理解しております。こうして完成、または設置に至ることができましたのも、安井議員を初め議員各位の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

昨年度に中学校、ことし9月から小学校のエアコンも稼働し、町内の小・中学校のエアコン整備率は100%となりました。将来を担う子供たちの学習環境は格段に向上し、児童・生徒はもとより、保護者からの感謝の声も絶えません。

また、エレベーターを設置することにより、障害の有無にかかわらず児童が支障なく学校生活を送ることができ、地域コミュニティの拠点や災害時における地域住民の避難所としての機能を果たし、さらには参観日等にどなたでも御利用できるようバリアフリー化の推進も図ることができると考えております。どうか御理解をいただきたいと思っております。

なお、エレベーター設置工事は9月下旬から始まる予定ですが、授業の支障とならないよう防音ネット等で養生するとともに、特にくい打ち、解体工事等、音や振動が出る工事については、学校の協力も得ながら、学校休業日等に施工するよう配慮をしております。

以上、安井議員の御質問の回答とさせていただきます。

議長 副町長 岡田武史君。

副町長 2点目の保育園整備計画（案）についてお答えをさせていただきます。

認定こども園への移行、保育園の統合という保育の課題を検討するに当たり、非常に思い悩んでいるところでございます。

議員さんとの協議の中では、認定こども園への移行と保育園の統合は切り離してもいいのでは、また認定こども園への移行を先行し、統合はその状況を見てからでもといった御意見をいただいているところでございます。

町としましては、認定こども園を実施するところに園児が集中する可能性もありますので、できれば統合と同時に実施をしたいとの考えはございます。統合により組織体制を改変することは、住民の皆様にご負担がかかることでもあり、単に組織のスリム化、効率化を目指すだけでなく、いろいろのケースを想定し、慎重に慎重を重ね検討しなければならないと思っております。

当初では、安井議員が言われるとおり、1園新設の3園体制の案もございました。南北に細長い地形でもありますので、北部、中央部、南部に3園配置する計画でございましたが、新園は相当規模の収容定員が必要となり、場合によっては地区ごとに通園区域を指定するという可能性も出てまいります。

そこで、最終は、既存施設を活用した3園体制を予定しますが、当面は園児数の動向なども踏まえ、ふたば保育園と比較的耐震の数値が優位にある牧保育園を活用する4園体制の案を検討いたしました。この4園体制を現時点での有効な案とし、関係地区の役員様からも御意見をお聞かせいただいているところでございます。

安井議員御質問の1点目、地域に密着した施設がなくなると、コミュニティーの崩壊につながるのではとの御質問でございます。

保育園がなくなりますと、通園などではこれまでの利便性が損なわれるかとは思われますが、新たに跡地の利用については、地域の皆様とも協議させていただきながら、地区の集会所、あるいは憩いの広場などとしての活用や公共的な機能としましても認知症カフェ、地域サロンなどの活用方法も考えてまいります。現在の施設の老朽化などの課題もありますが、新たな利活用で地域コミュニティーの醸成につながればと思います。何とぞ御理解をいただきますようお願いいたします。

2点目の耐震性の悪い牧保育園について、どのようにして何年間運営を続けるのかとの御質問でございます。

牧保育園の具体的な存続期間は、申しわけございませんが、申し上げることは難しいところでございます。施設の耐震性や今後の園児数の動向なども踏まえ、検討をしております。

認定こども園への移行、保育園の統合も平成31年度から実施をさせていただく予定でございますが、いま一度立ちどまりまして、議員各位、地域の皆様ともさらに協議を交え、最善の方向性を導き出したいと考えております。

以上、安井議員の質問に対する回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長 安井忠君。

4番 答弁、ありがとうございました。

教育委員会の質問に対しましては、今回、エアコンとエレベーターを取り上げましたが、各課とも事業の進め方につきましては総合的な周知を今後ともしていただけるよう、よろしく願いいたします。

保育園の質問につきましては、答弁にありましたよう、31年実施にこだわらず、できるところからやると。また、統合につきましては、町の方針でございますので、また協議の場をつくっていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、5番 小川文雄君。

5番 ただいまは発言のお許しをいただきましたので、私からは、イベントによる新しい地域コミュニティーの構築を目指してと題しまして、質問というよりも御提言を申し上げ、町として御助言をいただきたいということでございます。

一昔前、冠婚葬祭といいますと、例えばどこかにお嫁さんが来ますよというふうな話が出ますと、近くの人のもとより、遠くの人がそこに集まってお祝いをする。当事者としては、披露もかねて、お菓子をたくさん配って、激しいうちなんかは2階からお菓子をまいてお祝いをしたというようなことがございました。取り込みになりますと、近所の人が暇さえ惜しまず葬式のお手伝いをするということでございましたし、村のお祭りになりますと、神社の境内では屋台が、露天商の皆さんがいっぱい並んでおりまして、朝から晩までにぎわったということでございますが、今となっては昔の話、遠い昔の話だなというふうに私は思います。

さて、それじゃあ今日はと申しますと、昨今のコミュニケーションのあり方といいますのは急激な変化にさらされております。随分変わってきたなと思います。ノートパソコンやスマートフォン、タブレット端末など、いわゆるモバイル端末と呼ばれるような機器の急速な普及によって、音声にかわり文字や記号でのやりとりが当たり前の時代となっております。確かに便利です。コンピューターが苦手な私でも、見え半分でスマホを持って、LINEをやっております。そうしないと若い年代の人たちとコミュニケーションがうまくとれないと、そんな感じがします。

しかし、ただ単に連絡をするというだけならまことに便利ですが、自分の



思いを伝えようとしたときに、相手に自分の気持ちが果たしてうまく伝わるでしょうか。ちょっとした手違いによって誤解が生じ、思わぬ事態を招くといったことは少なくありません。犯罪に巻き込まれたという報道が時々なされております。これはお互いの顔が見えないコミュニケーションが引き起こす悲劇です。少なくとも、私はそう思っております。

一方で、防災時ではどうかと。先ほどもタイムラインの御質問の中の答弁で自助・共助という言葉が出できますが、まず言われるのは自助・共助ということでございますけれども、全くそのとおりです。非常に大切なことですが、日ごろから顔を合わせたことのない人たちが警報だけで集まって何ができますかということです。うまく事が運びますかということです。そんなの訓練すればいいんじゃないのと簡単におっしゃるかもしれませんが、全くそのとおりですけれども、来る日も来る日も防災訓練をやれますかということでございます。人と人とのつながりが乏しくなる今日において必要なことは、平生から人が集まる仕組み、それも子供からお年寄りまでみんなが集まれる仕組みをつくるということが大事だと思います。そうすることによって、お互いが顔見知りになるということです。

その役割を果たす一つの手段といたしますか、手だてがイベントであると思います。幸いにして、町には、今月末予定されておりますふれあいまつりや梅まつり、さくら祭り、あるいはまたふれあいウオーキングなど、いろいろ行事がございます。しかし、もっとももっとにぎやかになり、盛大になり、より多くの人たちが集まることで、そういう工夫や新たにイベントを創設するということが必要だと思います。

そんな中で、ことし開催される予定となっておる、安八町体育振興会と安八町スポ少推進委員会が主催されます安八スポーツ・レクリエーション祭が行われるというふうに聞いておりますが、まさに時宜を得たすばらしいイベントだと思います。子供から老人まで誰しもうれしめるプログラムが準備されておると聞いております。私もスポーツ少年団の子供たちと一緒に参加したいと楽しみにしております。ぜひとも成功裏に終わりますよう、そして何よりも継続性のある事業となりますよう、この催しを後援されております安八町教育委員会の皆様方の強力なる御支援をいただきたいと、質問の途中でお願いをいたします。

来年は安八スマートインターチェンジが開通します。安八温泉への定期バスの乗り入れが計画されております。また、ことしじゅうに結地区ににぎわい広場が完成します。町が発展するための契機となる大きな出来事でございます。そうしたことを記念して、新しいイベントを計画されてはいかがでしょうか。いや、ぜひとも計画してほしいと思います。

一例を申し上げますと、例えばでございますが、きょうも質問の中でありました安八温泉で、今、全国的に熱く盛り上がっております盆踊り大会を行う、そういったことは非常にタイムリーな催しではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、多くの町民が集まるイベントを打つことによって、いつの間にか忘れ去られようとしている世代を超えた多くの人たちが集い、人と人とのつながりを密にしてお互いに理解を深める喜びを分かち合う、そんな心の通った新しい地域コミュニティーの構築をいま一度目指していただきたいと思います。

そして、町民の皆さんには心豊かに暮らせるよう、ひいては私が日ごろから活動目標にしております笑顔があふれるまちづくりに御尽力をいただきたいというふうに思います。

そこで、今、私がるる提案させていただきました、イベントによる新しい地域コミュニティーの構築について、既存のイベントの発展的見直し、また新たなイベントの立ち上げ、そういったものについて、町を代表していただきまして、企画調整課長さんの御所見をお願いいたします。

参考まででございますが、この件に関しましては安八町第五次総合計画の中でコミュニティー活動の促進というふうにはっきりと記載されているということをつけ加えさせていただきます、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川議員のイベントによる新しい地域コミュニティーの構築を目指しての御質問につきましてお答えをさせていただきます。

小川議員の御指摘のとおり、災害時においては自助と共助が大切であると言われております。被災時にまず自分で何とかする自助、そして自助ができた人が、家族、企業や地域コミュニティーで助け合う共助につながります。

防災力の向上には、地域コミュニティーを深め、自分たちの住む地域にどんな人が住んでいるのか把握することが大切です。そのためには、避難訓練や地域のお祭り、掃除等の地域行事を開催し、地域住民が参加する機会をつくることが大変有効です。

しかし、コミュニケーションは時代とともに変化し、近年において地域コミュニティーの希薄化は全国的な問題となっており、当町においても同様であると考えております。少子・高齢化や核家族化、ワークスタイルの変化や共働き世帯の増加といった時代の変化の中で、担い手不足や参加者の減少などのさまざまな理由から地域の行事は減少してきました。しかし、地域のお祭りやイベントを開催し、成功をおさめている地区もございます。

現在、当町では、地域コミュニティー関係に関する地区への補助といたしまして、ふれあい活動助成金制度を設けております。各地区で地域活性化やコミュニティーの振興に向け、多くの人に参加していただけるような催し物も取り入れていただき、ひいてはどのような行事にも多くの人に参加していただければと考えております。

町全体で見ますと、安八町にはさくら祭り、ふれあいまつり、梅まつりと三大祭りがあり、町内外から数多くの皆様方に参加していただいております。さらに活気とにぎわいを上げるためには、全体構想や運営方法など、関係機関の皆様と検討すべきであると考えております。安八温泉においては、定期バスの乗り入れを記念いたしましてのイベントも考えております。また、議員が御提言のとおり、今タイムリーな盆踊り大会やイベントを継続的に開催できるように商工会や区長会、スポーツ団体などの関係者の皆様方と協議させていただきます。今後は、安八温泉を活気とにぎわいのあるものにしないでなりません。瑞穂市との連携で新たなバス事業が予定されており、バスターミナルなど周辺整備も必要であると考えております。

いずれにいたしましても、五次総にも掲げてありますコミュニティー意識を醸成し、活性化を図るため、参加機会の拡充に向け、各種団体の連携及び協力体制の確立をし、イベントをと考えております。

限られた予算ではありますが、国の交付金等の活用も視野に入れ、総合的に検討を行いながら、「若者や子供たちを優しく包摂するまち」に向け、町民の皆様幸せのために取り組んでまいります。

以上、小川議員への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ただいまは御回答ありがとうございました。

イベントによる地域コミュニティの新しいつくり方といいますか、そういったものは、やっぱり人と人との触れ合いの中で心通う人のつき合いができるということで、結果的に地域コミュニティができ、その上に安八町ができると、こういうことでございまして、先ほど御答弁にありましたように、地域コミュニティの希薄化という表現をとってみえますが、確かにこの希薄化に対して、町のほうでその危機感を持って手を打つすべについて真剣に考えておみえになるということはわかりました。ありがとうございます。

ただ、この形としては、そういうことで各地域で行われております地域の活動に協力金を出すと、ふれあい活動助成金を出すとかいうことでございまして、こういったものはやっぱり従前の、形だけのということではなくて、ここはひとつそういったものの見直しをしていただきまして、助成金の拡充、要するに適用枠を拡大したり、額を上げたり、そういったことに一遍挑戦をしていただければいいのかなというふうに思いますし、もう一つは町が先鞭をつけるといいますか、リーダー役になって、各地区のコミュニティを育てていくというやり方、それが今、町が実際におやりになっておる大きなイベント、あるいは町から依頼されておりますイベントだと思うんですね。その中に、ふれあいまつりなんかはもういいですわ、メジャーになっちゃって、とても立派なあれですので、その中で氷取地区にお願いをされておりますさくら祭りにつきましては、かなり厳しい財政の中でほとんど自馬力で地域の方が努力して頑張ってみえます。ここを何とかひとつプラスアルファを考えていただけるといいのかなというふうに思います。

それから、くしくもこれは実はないしょで大平課長さんに聞いたんですが、そういえば冬には梅まつり、春にはさくら祭り、秋にはふれあいまつりがありますねと。夏祭りがありませんね。そこで、私も盆踊りと簡単に言いましたけれども、盆踊りを夏祭りとして位置づけて、安八町には4シーズンにまたがってお祭りがあるよと、こういうふうに目新しい祭りをつくっていただけるとすばらしいのかなと思ってみたりしておりますが、これはあくまでも

要望でございますので、イエス・ノー、やります・やりませんという返事は今すぐ出ないと思いますが、その点についてお考えがもしあればお聞きしたいと思います。

議長 答弁、大平共美君。

企画調整課長 小川議員の再質問につきまして回答をさせていただきます。

1つ目のふれあい活動助成金の拡充につきましては、現状では活用していただいている地区もございます。予算の制約はございますが、地域のふれあいコミュニティーの振興を図るため、御活用いただければと思います。

また、機運が全町的に高まるように、町としましてもPRをしていきます。いろんな活動が各地区で活発になってきました折には、予算的にも検討をさせていただきたいと考えております。

2つ目のさくら祭りへの助成金につきましては、現在、さくら祭りは地区の主体で行っていただいております。今後ともより多くの人に御来場していただけるよう、町といたしましても協力させていただきます。

今後は、地区との協議をさせていただき、新しい催し物などを取り入れていただく際には、助成金の見直しなども検討させていただきたいと考えております。

3つ目の新たなイベントの創設につきましては、町の主導では継続的なイベントは難しい面もございますので、関係者及び関係団体等の皆様方と協議、調整をさせていただきます。継続的に開催できるよう考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、小川議員の再質問につきましての回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ありがとうございます。

結構細かく御助言をいただきました。今のお話が、言葉は悪いですけど、リップサービスで終わることのないように、ひとつ御検討いただきたいというふうをお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、3番 西松巖君。

3 番 議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

今回は、長良川株式会社ゴルフ場明け渡し裁判についてであります。

今回の質問は、8月17日の全員協議会で質問させていただいたときの答弁をもとに質問させていただきます。

前文は省略させていただき、最初から5点についてお聞きします。

1点目、今度の裁判で、安八町にとって、町のイメージはよくなると思われませんか。

私は、よくなるどころか、はかり知れないイメージダウンになるのではと心配しています。今後の我が町への企業誘致などに大きな影響が出るのではと思われまます。町長の見解をお聞きします。

2点目、安八町町民にとって、この裁判はメリットがありますか。

私は、メリットは何もなく、失うもののほうが多過ぎると思います。長良川株式会社28年度ゴルフ場決算報告書を見せてもらおうと、1. ゴルフ利用税約538万円、租税公課、町の税金分約30万円、借地料約1,117万円、町の保有しているゴルフ場株が資産がなくなりますので約655万円、今回の裁判費用約230万円、合わせて2,570万円となります。

今回の裁判で約2,570万円近くの減収、損失が見込まれます。今後、安八町は約2,570万円以上の利益を生み出すことができるんですか。もしできなければ、町民の理解を得ることはできません。直接裁判をするのは無理ではと思います。それよりも長良川カントリークラブと十分な話し合いが必要と考えます。

一般の皆さんからは、2,570万円の大金を失ってまで何を始める気なのか、町、議会は何をしているのかとお叱りを受け、町民の税金を使ってまで裁判をして、損金が出たときは誰がその責任をとるのかと、正論で町、議会に求められることは間違いありません。

8月17日の全員協議会の質問のとき、対応、責任のとり方で、裁判の前に今後の費用などを明確にしてからでないとは私は承認できませんとはっきり申しました。きょう現在、対応、責任の問題に何も取りまとめを決めていないので、私は今回の町の裁判条例案には賛成しかねます。

3点目、議会との約束事、取り決めは守られていますか。

さきの一般会計から2,000万円補填したとき、問題は解決しております。

今後は、ゴルフ場関係には二度と一般会計からお金を出さないことになって  
います。これには町長も理解しています、承知していますとはっきり言われ  
ました。町民の方々からの声には、補填金と裁判費用は別物である、補填金  
と裁判費用もゴルフ場関係だから同じである、町長は町民の皆さんにどのよ  
うに説明されますか。

4点目、町顧問の川島弁護士は、最終的には強制執行しますと言われまし  
た。町長は、強制執行できると思いますか、少し難しいと思われませんか、ど  
ちらですか。

最後に5点目、安八町とゴルフ場の地権者との契約は現在どのようになって  
いますか。

私は詳しい内容は聞いていないので、ゴルフ場の地権者との契約内容につ  
いてお伺いします。町は、今後、ゴルフ場とは関係なく、地権者に払い続け  
ることになっているのですか。

以上、5点についてお聞かせ願います。

私は、今度のゴルフ場明け渡し裁判にはどうしても理解できない点が2つ  
あります。

1つ目、長良川株式会社平成28年度決算報告書を見る限り、ゴルフ場側に  
何の落ち度もないように思えます。落ち度のないゴルフ場に対して、安八町  
が直接相手取って裁判する理由がわかりません。

2つ目、安八町と町民の利益が何も見えてこない。かつ、町の発展向上に  
結びつかない。失うものが大き過ぎます。ゴルフ場利用税、税金、借地料の  
減収、近隣の自治体、地元企業からの信用などです。

私も議会議員の一人として安八町議会の役目を思うとき、それは安八町町  
民の生活向上にはかならない明るいまちづくりです。念願だったスマートイ  
ンター完成を目前にして、夢あるまちづくりには企業誘致は絶対に必要不可  
欠であります。そんなときに自治体が地元企業と裁判などで争うようなこと  
はあってはならないと思います。いかなる困難なことでも、話し合いで必ず  
解決できることを私は信じています。

以上で私の質問を終わります。町長、よろしく願います。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、西松巖議員の長良川株式会社ゴルフ場明け渡し裁判に関する御

質問につきましてお答えさせていただきます。

訴えの提起に関する議案の審査を初日に付託しました総務産建委員会では、長良川株式会社のゴルフ場敷地の明け渡しを求める訴訟提起を全会一致で議員の皆様から承認いただきました。西松巖議員にも賛成をいただきましたが、議員の皆様の御意見の中には、負の遺産をここで整理すべきであるとの意見も頂戴をいたしました。

そのような過程を踏み、ここで本日、定例会最終日の本会議を迎えておりますが、先ほどの質問の中で、裁判する理由がわかりません、地権者との契約はどのようになっていますかなどの意見、質問をいただきました。さらには、条例案には賛成しかねますとも発言をされましたが、今日まで逐一報告、議論を重ねてきた中で、大変理解に苦しんでおるところでございます。

質問の順に沿ってお答えすべきかもしれませんが、まずこの質問全体の中の後段にある2つの理解できない点の1点目につきまして、なぜ訴訟を提起するのかを改めて簡単に説明させていただきます。

長良川株式会社が経営する安八カントリーゴルフ場は、昭和54年に営業が開始されております。

土地の賃貸借は、地権者と長良川株式会社との直接契約ではなく、安八町が地権者から借り受け、それを長良川株式会社に又貸しする3者契約の形態がとられ、現在まで至っております。

景気が好調のときは利用者も現在の約1.5倍の年間4万人を大きく超えるときがありましたが、景気の減退などにより、昨今はゴルフ人口も減少し、これに伴い経営状況も厳しくなっております。

これまで土地賃貸借契約更新時には、賃料の折り合いがつかず、難航したときもありましたが、長良川株式会社、地権者とも何とか御理解をいただき、契約を更新してきました。

しかしながら、さきの賃貸借契約期間中、これは平成24年6月から平成29年5月、ことしの5月末まででございますが、長良川株式会社より2度にわたり賃料減額の申し出が出されました。

1回目では、調停により賃料を半額にする内容で合意に至りました。

2回目の申し出、これは昨年6月でございます、この2回目の申し出に対しましても調停を受け入れ、調整を進めてまいりました。



これに対し町からは、前回の減額から間がないことや賃料の減額に応じる諸情勢の大幅な変動は認められないこともありまして、約1年おくれとなりますが、ことしの平成29年3月までに賃料を納めてくださいと。納めていただかなければ、次期契約の協議には応じられません、そして原状に復して明け渡してくださいと主張をしてきました。長良川株式会社からは、平成29年3月までには全額納付するとの意思が伝えられました。

町では、納付され次第、次期契約の更新の話し合いの場に臨む心づもりでおりましたが、しかしながら実際には3月までに一部だけが支払われ、残りは4月に入ってから納付となりました。

長良川株式会社の意思が誠実に履行されなかったこともあり、町では地権者の皆様とも話し合いをさせていただきまして、結果としてやむなく長良川株式会社に対して契約の更新はしない旨、また原状に戻して明け渡しする旨を通知することといたしました。

引き続き6月1日以降もゴルフ場は営業を続けておりますが、これは不法占拠に相当すると思われまます。安八町側からは、速やかに原状に復した上での明け渡しを求めるため、訴訟を提起するものであります。

以上のことは、決算報告書には書いてありません。決算報告書ではわかり得ることではありません。今まで議会の皆様方にも逐一報告させていただいております。

それでは、前段の5点の質問に対し、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、安八町にとって、町のイメージはよくなると思われまますかについてでございますが、訴訟を提起することでイメージがよくなることは考えにくいと思ひます。むしろ悪くなることは否めないと思ひております。

しかし、これまでの調停などの経緯を踏まえると、先を見据えて、本質的、抜本的な解決を目指すには司直の手に委ねることが最良であると判断をさせていただきました。早期に解決し、信頼回復、イメージアップに努めていきたいと考えております。

2点目の、安八町町民にとってメリットはありますかについてでございます。

西松議員は、失うもののほうが多過ぎるとの御指摘でございます。確かに、訴訟となれば、時間的、労力的にも束縛され、メリットはないと思ひます。

しかし、西松議員が減収額、損失額として御提示されておられます借地料1,117万がお約束どおり納めていただけなかったもので、訴訟を提起するものでございます。

また、御質問の中で責任にも触れられておりますが、後世への禍根を断つことが私の責任であると考えております。

3点目の、議会との約束事、取り決めは守られていますかについてでございますが、町費の支出に関する御質問であります。このたびの訴訟は安八のまちづくり、さらには河川利用計画の再検討にもかかわるものと認識しております。裁判費用などは最少になるよう、顧問弁護士の判断、指導を仰いで進めさせていただきます。どうか御理解いただきますようお願いいたします。

4点目の、議会全員協議会で顧問弁護士が最終的には強制執行しますと言われたことについてでございますが、顧問弁護士にも再度確認をいたしました。これは法的な一般例として言われたことでございます。

一般的に、明け渡すには、占有の移転と建物を収去しなければなりません。本来は明け渡す側が行うものでありますが、行わない場合、町のほうで強制執行、建物収去などを行い、その費用を明け渡す側へ請求するというところでございます。

最後の5点目、現在の安八町とゴルフ場の地権者との契約について、今後、ゴルフ場とは関係なく地権者に払い続けることになっているのでしょうかについてでございます。

法律的には、さきの契約と同じ内容で更新されるということになります。したがって、賃料も発生しておりますが、地権者の皆様方との話し合いにより、猶予いただいている状況にあります。

最後に、後段の2点目、安八町と町民の利益が何も見えてこない、町の発展向上に結びつかない、失うものが大き過ぎるとの御意見でございますが、以前より、スマートインターチェンジも完成し、身近で手ごろなゴルフ場として共存、共栄できればと考えておりました。しかし、ここに至りましては、その思いもかなわないような状況になりました。訴訟により早期にこの問題の解決を図り、安八町の発展につながるような施策を取り入れていきたいと考えています。

どうか御理解いただきますようお願い申し上げます、西松巖議員への回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松巖君。

3番 町長、答弁ありがとうございます。

しかしながら、今まで全員協議会においても裁判での相手側の、ゴルフ場側の情報が正直何一つありませんでした。町は議会に相手の言い分などの説明がなく、何も知らせてくれません。

そこで、私は自分なりに調べてみました。周りのカントリークラブの借地料はどれくらいか。ある自治体が、ゴルフ場の借地料として10円以下、9円弱で契約していました。ここにその資料があります。

この自治体がなぜこのような価格で決めたのか、自分流で考えてみました。ヒントは、我が町、安八町にありました。安八町の標準小作料は4.5円です。4円50銭です。ゴルフ場の50円の10分の1以下です。この価格、4.5円は、ばか安かといえば、そうでもない。なぜなら、安八町農業委員会が認めています。土地を貸している農家全員が受け入れています。

この背景には時代の流れがあると思います。私たち子供のころは、1町5反あればお大尽で金持ちでした。1町5反の米代金で家族を養い、子供を育て、上の学校にも入れることができた、そんな時代だった。今日の1町5反は約150万円ぐらいにしかならない。家族さえも養えない。農家の方々はわかってみえる。自分たちで田畑を守っていけない。営農組合にお願いするより仕方がないと、4円50銭で我慢してみえる。9円で契約した自治体も、安八町の農家の皆さんと同じように、時代の流れを受け入れられたんだろうと。

さきにお話しした9円の単価は、標準小作料の4.5円の2倍で、安くはない。今度の裁判が始まれば、4.5円の農家の方々も一般町民も裁判の成り行きは大いに関心を持たれることとなります。私は、安八町の50円対自治体の9円、ゴルフ場地権者の50円対安八町農家の4.5円、どちらがどうのこうのは裁判官でないので何も言えませんが、話し合いの余地はあると思います。

最後に、私は裁判に入る前に対応と責任の取り決めができていないので賛成しかねると言いましたが、裁判に入れば、議会議員10人の1人として協力します。また、裁判中に想定外の出来事があり、責任問題が生じ、議会にも

責任が及んだときは、どのようなことであろうと私は責任をとります。私の立場を明確にして、質問を終わります。

議長、答弁はいいです。これで終わります。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、1時30分から再開をいたしたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さんでございました。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長 再開をいたします。

---

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求めます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を行います。

安八町議会議長 山中美恵子様。委員長 渡邊明博。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時は平成29年9月8日金曜日、午後1時15分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)並びに認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他ですが、スマートインターチェンジの進捗は順調に行われ、安八スマートインターチェンジが来年の3月には完成する予定であります。イベン

トに関しましては、今後、執行部ともども検討をするというようなことで終わりました。

以上で委員会報告を終わります。

議長 引き続きまして、議会改革特別委員長、総務産建委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、議会改革特別委員会と総務産建の報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年9月8日金曜日、午後1時55分から。

2. 出席者、委員全員及び議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

前回の6月議会の会期中に開かれた、当委員会での検討課題として上げられました今後の議会報告会の進め方、あり方について協議をしました。

同じ安八郡内で議会報告会を開催している神戸町議会の取り組み事例を参考にしながら、話し合いを行いました。

神戸町議会は、平成26年度から報告会を校区ごとに開催していましたが、参加人員の減少等により、平成28年度から会場を1つにした開催で行われていました。また、報告内容も常任委員会、特別委員会ごとに事業の説明をされておりました。

このようなことから、今後の安八町議会としての報告会の方向性は、当面は現行どおりの結、名森、牧地区の3会場で開催し、また報告内容も議会での活動報告を中心にし、また若い人たちをいかに集客できるような魅力のある内容にしていかなければならないことを確認いたしました。

また、当委員会で懸案事項となっております委員会の傍聴の件について、費用対効果の観点で協議をしました。

少数意見の留保の有無はございません。

その他、ありません。

以上でございます。

続いて、総務産建常任委員会の報告をいたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。総務産建常任委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規

則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年9月13日水曜日、午前10時00分から。

2. 出席者、委員全員、関係執行部全員。なお、傍聴者は当委員会所管の関係課の係長の皆さん。

3. 付託事件及び審査の結果。

議第33号 訴えの提起については、堀町長より、長良川株式会社が経営する安八カントリーゴルフ場について、オープン当初から今回の提訴に至るまでの経過説明がありました。委員からは、訴訟に当たっての見通しや訴訟費用に関する質疑等が行われました。審査の結果、全員賛成で原案どおり承認いたしました。

また、議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定について、議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）並びに認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査いたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認しました。

また、本定例会初日（9月8日）の開会前に開かれました議会運営委員会で、道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の取り扱いについて、会期中の総務産建常任委員会での協議となりました。審査の結果、全員一致で、本定例会最終日（9月21日）に議員提案として本意見書を提出することになりました。

4. 少数意見の留保の有無、なしでございます。

5. その他、現地視察として、議会初日（9月8日）に安八浄化センターの建設工事委託に関する協定を締結する議決をいたしました。そこで、安八浄化センターを視察し、今回発注する建設工事内容の説明をいただきました。以上でございます。

議長 続きまして、民生文教委員長 碓井昭夫君。

2番 それでは、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

議会議長 山中美恵子様。委員長 碓井昭夫。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記としまして、日時でございますけれども、平成29年9月12日火曜日でございます。時間は午前11時から。

出席者は、委員全員と関係執行部全員でございます。なお、傍聴者は当委員会所管の関係課の係長の皆さん。

付託事件及び審査の結果でございます。

議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）並びに議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査いたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見留保の有無でございますけれども、ございません。

その他につきまして、現地視察をいたしました。6月の委員会でも視察をいたしました結小学校の施設整備の箇所の視察でございます。6月のときには予定でございましたけれども、夏休み期間中に空調設備及びトイレ改修が完成しましたので、それを視察し、設計業者並びに施工業者より説明をいただきました。

以上、説明を終わります。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

---

議 長 日程第4、議第33号 訴えの提起についてを議題とします。

本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第5、議第34号 安八町空家等の適正管理に関する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第35号 安八町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第36号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事



業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第8、議第37号 平成29年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案どおり可決しました。

---

議長 日程第9、議第38号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第39号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、認定第1号 平成28年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

---

議 長 日程第12、認定第2号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

---

議 長 日程第13、認定第3号 平成28年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

---

議 長 日程第14、認定第4号 平成28年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

---

議 長 日程第15、認定第5号 平成28年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定をいたしました。

---

議長 日程第16、議第40号 結小学校エレベーター設置工事の請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 河合一君。

学校教育課長 日程表17ページをお願いいたします。

議第40号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第40号 結小学校エレベーター設置工事の請負契約について。

次のとおり、結小学校エレベーター設置工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年9月21日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、結小学校エレベーター設置工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、6,199万2,000円、4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町大森441番地、竹内建設株式会社、代表取締役竹内正明。

学校施設の環境改善として、肢体不自由児の教育の機会均等並びに高齢者の来校や避難所としての機能を有効に果たせるよう、バリアフリー化の推進を図るため、結小学校にエレベーターを設置し、3月末までの工期を予定しております。安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第17、議第41号 水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼スマートインターチェンジ建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、19ページをお願いいたします。

議第41号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第41号 水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約について。

次のとおり、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年9月21日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、水道管理棟兼配水ポンプ場新設工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、3億240万円。4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町2丁目55番地、T S U C H I Y A ・高田特定建設工事共同企業体、代表者 T S U C H I Y A株式会社、代表取締役社長 土屋智義。

この工事は、現水道管理棟の老朽化等に伴いまして、新たに管理棟兼配水ポンプ場を新設するものでございます。

工期は来年3月末を予定しております。

この工事請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第18、議第42号 意見書第1号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

提出者、渡邊明博君。

10番 発案書。議第42号 意見書第1号 道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について。

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、別紙のとおり発案する。

平成29年9月21日提出。提出者、安八町議会議員 渡邊明博。賛成者、安八町議会議員 岩田讓治、古澤榮一、小川文雄、碓井昭夫、以上4人の議員であります。安八町議会議長 山中美恵子様。

それでは、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、産業振興や観光交流により地域経済や地域の発展を支えるとともに、災害時には命を守るライフラインとして機能するなど、地域の活力・住民の安全・安心のためには、なくてはならない重要な社会基盤である。

本町は、東西を揖斐川と長良川によって隣接市町と分断されており、岐阜市や大垣市、羽島市方面への道路混雑が著しく、交通上の支障となっている。その対策としての県事業「大垣江南線―長良川新橋工区」に数十年の要望の結果、ようやく着手いただいたばかりである。また、町の地方創生の取り組みとして、名神高速道路へのスマートインターチェンジ接続工事を実施中である。広域的幹線道路への整備が整いつつあるため、今後は広域幹線道路整

備に伴う自動車の動線変化に対応した道路網整備を行い、企業誘致の推進、住民の定住化を図り、生活に密着した道路・歩道・交差点の整備を進めていかななくてはならない段階である。

このようなことから、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置が平成29年度末で期限切れとなり、平成30年度から地方負担が増加することとなれば、自治体運営、道路整備のさらなる遅延、地方創生の推進に大きな影響が生じることとなる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月21日、岐阜県安八郡安八町議会。

意見書の提出先といたしまして、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 伊達忠一様、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、国土交通大臣 石井啓一様、総務大臣 野田聖子様。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号 意見書第1号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして平成29年第3回安八町議会定例会を閉会といたします。

御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

（閉会時間 午後2時00分）

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月21日

議 長            山 中 美 恵 子

議 員            古 澤 榮 一

議 員            渡 邊 明 博